

平成20年 第4回まんのう町議会定例会会議録(第1号)

平成20年12月11日 開 議 午前9時30分

末武議長	おはようございます。執行部、土地改良課長、久保田正章君欠席のため、課長補佐 森末史博君が出席しておりますので報告します。ただ今の出席議員は21名であります。定足数の達しておりますので、これより、平成20年第4回まんのう町議会定例会を開会いたします。
栗田町長	招集者であります、町長のご挨拶をお願いいたします。町長 栗田隆義君 皆さんおはようございます。本日は大変年の瀬を迎えお忙しいなか、平成20年第4回12月まんのう町定例議会にご参集をいただきましてありがとうございます。今議会には、26議案提出をさせていただいております。議員の皆様方におかれましては、9月定例議会以降、各公民館祭りまた文化祭等で積極的にご参加をいただきまして本当にありがとうございました。今議会提出させていただいております26議案慎重審議のうえ、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。
末武議長 久留嶋議会 事務局長	日程にはいるに先立ちまして、議会報告をいたします。事務局長 久留嶋一之君 ご報告申し上げます。 初めに、町長から地方自治法第149条の規定に基づく議案26件、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づく諮問案件1件を受理いたしました。 次に、地方自治法第112条及び、まんのう町議会会議規則第14条の規定に基づく、議員提出、発議1件、意見書4件を受理いたしました。 次に、議会運営委員長から、会議規則第77条の規定に基づく付託審査報告書を受理いたしました。 次に、組合議会関係について、平成20年10月3日、平成20年第2回 仲多度南部消防組合議会定例会が開催され、「議案第1号 平成19年度仲多度南部消防組合一般会計歳入歳出決算認定について」の審議がされております。 平成20年11月17日、平成20年中讃広域行政事務組合議会11月定例会が開催され、「議案第1号 平成20年度中讃広域行政事務組合一般会計補正予算第2号」外3件の審議がされております。 平成20年11月28日 平成20年第3回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、「議案第12号 平成20年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第1号」外4件の審議がされております。

日程第 1	久留嶋議会 事務局長	次に研修関係ですが、平成 20 年 10 月 30 日 県自治会館において、第 49 回四国地区町村議会議長会研修会が開催され、ジャーナリスト松本先生、並びに香川大学大学院 地域マネジメント研究科教授田中先生より、講演がありました。 平成 20 年 11 月 10 日～12 日の三日間 奈良県五條市において、地域公共交通について、愛知県愛西市において、教育施設整備佐織中学校について、京都府綾部市において、水源の里限界集落の再生について、それぞれの事業実施状況や佐織中学校においては現地視察するなど、平成 20 年度議員研修を行いました。 次に監査関係ですが、まんのう町監査委員より平成 20 年 8 月分から、10 月分の一般会計収支、各特別会計収支、及び水道事業会計収支の出納検査の報告が参っております。 以上で議会報告を終わります。
	末武議長 藤田議員	議会報告を終わります。 9 番 藤田ですが、質疑する間がないんかどうかしらんですが、よろしんですかね。監査のですね。質疑したいんですがいいですか。・・・。
	末武議長 藤田議員	ちょっと、報告に質疑がないんで、またあとの。はい。 はい、そうですか。はい、はい、わかりました。
	末武議長 三好議会 運営委員長	日程第 1 本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。議会運営委員長 三好勝利君 議会運営委員会の、12 月定例会運営に関する報告を申し上げます。 12 月 8 日午前 9 時 30 分より、第 1 委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長補佐、議長、同席のもとに、議会運営委員会の委員、全員が出席いたしまして、一般会計補正予算の審議方法については、予算審議と同様で、総務常任委員会に付託し、他の常任委員会関係部分は、他の常任委員会で審査、質疑終結までして、総務常任委員会に報告後、最終的に総務常任委員会で審査することなど、12 月定例会運営について慎重に審議しました、その結果をご報告いたします。 それでは、お手元に配布されております、議事日程第 1 号についてご説明を申し上げます。 なお、付託案件については、付託案件の委員長報告で報告いたします。
		日程第 1 議会運営委員会報告 議会運営委員長 日程第 2 会議録署名議員の指名

	三好議会 運営委員長	日程第 3	会期の決定	本日より、12月22日の12日間と致します		
		日程第 4	町政報告			
		日程第 5	付託案件の委員長報告	議会運営委員長		
		日程第 6	所管事務調査の委員長報告	総務常任委員長		
		日程第 7	所管事務調査の委員長報告	教育民生常任委員長		
		日程第 8	所管事務調査の委員長報告	建設経済常任委員長		
		日程第 9	発議第 1 号	まんのう町議会 議員定数条例の制定について 平成 20 年 6 月議会提出 9 月議会継続案件	即決 お願いします。	
		日程第 10	発議第 2 号	まんのう町議会 議員定数条例の制定について 平成 20 年 6 月議会提出 9 月議会継続案件	即決 お願いします。	
		日程第 11	発議第 3 号	まんのう町議会 議員選挙区条例の制定について 平成 20 年 6 月議会提出 9 月議会継続案件	即決 お願いします。	
		日程第 12	議案第 1 号	まんのう町 税条例の一部改正について	総務常任委員会	付託
		日程第 13	議案第 2 号	まんのう町 ふるさと応援寄付条例の制定について	総務常任委員会	付託

	三好議会 運営委員長	日程第 14	議案第 3 号	まんのう町 ふるさと応援基金条例の制定について	総務常任委員会	付託
		日程第 15	議案第 4 号	まんのう町 琴南高齢者生活福祉センターの指定 管理者の指定について	総務常任委員会	付託
		日程第 16	議案第 5 号	まんのう町 琴南高齢者ふれあいランドの指定管理者 の指定について	総務常任委員会	付託
		日程第 17	議案第 6 号	まんのう町 特別養護老人ホームの指定管理者の指定 について	総務常任委員会	付託
		議案第 4 号から、議案第 6 号までの 3 議案は、関連がありますので、一括議題とさせていただきます。				
		日程第 18	議案第 7 号	エピアみかどの 指定管理者の指定について	総務常任委員会	付託
		日程第 19	議案第 8 号	まんのう町 琴南健康ふれあいの里の指定管理者の 指定について	総務常任委員長	付託
		日程第 20	議案第 9 号	まんのう町 琴南高齢者 婦人活動センターの指定 管理者の指定について	総務常任委員会	付託
		日程第 21	議案第 10 号	大川山キャンプ場の 指定管理者の指定について	総務常任委員会	付託

三好議会 運営委員長	日程第 22	議案第 11 号	まんのう町福祉施設美霞洞温泉の指定管理者の 指定について	総務常任委員会	付託
	議案第 7 号から、議案第 11 号までの 5 議案は、関連がありますので、一括議題とさせていただきます。				
	日程第 23	議案第 12 号	まんのう町 塩入ふれあいセンターの指定管理者 の指定について	総務常任委員会	付託
	日程第 24	議案第 13 号	塩入ふれあいロッジの 指定管理者の指定に ついて	総務常任委員会	付託
	日程第 25	議案第 14 号	塩入ふるさと研修館の 指定管理者の指定に ついて	総務常任委員会	付託
	日程第 26	議案第 15 号	塩入健康センターの 指定管理者の指定について	総務常任委員会	付託
	日程第 27	議案第 16 号	まんのう町 仲南特産品センターの指定管理者 の指定について	総務常任委員会	付託
	日程第 28	議案第 17 号	まんのう町 仲南道の駅交流センターの指定管理 者の指定について	総務常任委員会	付託
	日程第 29	議案第 18 号	二宮忠八飛行館の 指定管理者の指定について	総務常任委員会	付託
議案第 12 号から、議案第 18 号までの 7 議案は、関連がありますので、一括議題とさせていただきます。					

	三好議会 運営委員長	日程第 30	議案第 19 号	香川県 市町総合事務組合を組織する地方公共 団体の数の 減少及び香川県 市町総合事務組合 規約の一部変更について	即決	お願いします。
		日程第 31	議案第 20 号	香川県 市町総合事務組合を組織する地方公共 団体の数の 減少に伴う財産処分について	即決	お願いします。
		議案第 19 号、議案第 20 号の 2 議案は、関連がありますので、一括議題とさせていただきます。				
		日程第 32	議案第 21 号	三豊市のコミュニティバスの 町内通過に関する 協議について	総務常任委員会	付託
		日程第 33	議案第 22 号	平成 20 年度 まんのう町一般会計補正予算 案 第 3 号	総務常任委員会	付託
		日程第 34	議案第 23 号	平成 20 年度 まんのう町国民健康保険特別会計 補正予算 案 第 2 号	教育民生常任委員会	付託
		日程第 35	議案第 24 号	平成 20 年度 まんのう町介護保険 特別会計 補正予算 案 第 1 号	教育民生常任委員会	付託
		日程第 36	議案第 25 号	平成 20 年度 まんのう町簡易水道 特別会計 補正予算 案 第 1 号	建設経済常任委員会	付託

三好議会 運営委員長	日程第 37	議案第 26 号	平成 2 0 年度 まんのう町水道事業会計補正 予 算 案 第 1 号	建設経済常任委員会	付託
	日程第 38	発議第 1 号	まんのう町 木造住宅建築奨励条例の制定に ついて	建設経済常任委員会	付託
	日程第 39	諮問第 1 号	人権擁護委員 候補者の推薦について	即決 お願いします。	
	日程第 40	意見書第 1 号	家族従業者の人権保障のため所得税法 第 5 6 条の廃止を求める意見書 案	総務常任委員会	付託
	日程第 41	意見書第 2 号	地方の道路整備のための 財源確保に関する する意見書 案	建設経済常任委員会	付託
	日程第 42	意見書第 3 号	地方整備局の事務所・出張所の 存続を求める 意見書 案	建設経済常任委員会	付託
	日程第 43	意見書第 4 号	トンネル じん肺根絶の抜本的な対策を求める 意見書 案	教育民生常任委員会	付託
	一般質問は、1 2 月 1 2 日の本会議にて行います。 以上の日程で、意見の一致を見、午後 1 2 時 4 0 分、委員会を閉会いたしました。 以上で、議会運営委員会の報告を終わります。				

日程第 2	末武議長	これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 9 番 藤田昌大君
	藤田議員	ちょっとお尋ねしたいと思います。さっき質疑しようとおもたら、報告は質疑ないということなので、どうしたらいいかということをお尋ねして、議長の判断をお願いしたいと思いますが、局長が言った議会報告の中でですね、監査報告とかですね、組合議会等の報告があるんですよね、中身の詳しいこと、私たち議員には委員会以外わからんところがあるんです。じゃ、どこで詳しく聞いたらいいのかなあということをお尋ねしてですね、議会のあり方なんで執行部と関係ないと思いますが、そういった部分とですね、もう一つは監査報告を受けました。ベテランの監査の人がしとんで、それに対する意義はありませんけれども、執行状況の説明ぐらいはですね、ちょっとお聞きしようかなあと思って。実はですね、昨年の決算報告の中である課がですね、2 割以上の不用額をだしておるんですね、それやっぱり予算執行の中で色々あって減額補正のですね、やればそんなことはないと思うんですが、ただ、決算の中で不用額を 2 割以上だすのはちょっとですね、私いかなものかと思ひましてそれを年度執行の中で監査するのがですね、監査委員会だと思いますし、その中でですね、2 点ぐらい質問してですね、思っとたんですがその項目がないようなのでじゃ、どこで、どういうことですね、私たち議員が知ったらいいのかいうことを、ちょっとお尋ねしたいと思いますので、ちょっと扱いをですね、是非説明してください。以上です。
	末武議長	ただ今の藤田議員のご質問ですが、議会事務局にありますので事務局の方で閲覧していただいたらと思います。
	藤田議員	もう一つは監査のですね、中身の予算執行状況なんかの監査結果についてはですね、ちょっと立てっていいです。失礼ですから例えば、監査で指摘した事項なし。適正に処理している。全部きとんでですね、僕らが心配しとんのはその部分とですね、一番下の合併浄化槽整備推進事業特別会計は、これ建設経済でやっていると思うんですが一般的な部分のですね、執行状況については私たちはわからんと思うんですね、まあ、その辺についてちょっとお尋ねしたいと思います。
	末武議長	あの、今の合併浄化槽の部分は建設経済の方でやっておりますので、(いうたがな、それ、しとるやろ。)……。一応、今いったように事務局の方で、また、組合関係はありますので。 日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。

日程第 3	末武議長	会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により議長において、 18 番 高木 堅君 19 番 谷森 哲雄君 を指名いたします。 日程第 3 会期の決定の件を議題といたします。 お諮りいたします。 本定例会の会期は、本日から 12 月 22 日までの 12 日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 よって会期は 12 日間と決しました。
日程第 4	栗田町長	日程第 4 町政報告を行います。町長 栗田隆義君 おはようございます。平成 20 年第 4 回まんのう町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。9 月以降、台風などの災害を心配いたしましたが無事シーズンが終り、安堵いたしておるところでございます。それでは第 3 回町議会以降の町政の一端を申し上げます。 秋は、スポーツ・芸術にとって最もふさわしい季節といわれております。 まず、スポーツ・文化関係についてご報告申し上げます。運動会が、9 月 7 日の琴南保育園を皮切りに、9 月 27 日の仲南東保育園、満濃町学校まで、一部天候の悪いところもありましたが、盛大に開催されました。わが町の子供たちの元気さと逞しさに接し、安心するとともに改めて、彼らの未来に多いに期待しているところでございます。 また、地区文化祭では、11 月 1・2 日第 3 回琴南地区文化祭、11 月 15・16 日第 50 回仲南地区文化祭、11 月 22・23 日には第 2 回まんのう町文化祭展示部門、11 月 30 日には芸能部門が開催されました。公民館祭りにつきましては、11 月 2 日の高篠公民館から 11 月 16 日神野公民館まで 5 か所で行われました。 9 月 9 日に満濃池国指定名勝に向けての文化庁との打ち合わせ、また、11 月 21 日には、中寺廃寺跡整備委員会が開かれ今後の整備について協議をしていただきました。 次に、情報基盤整備事業関係では、12 月 1 日より、各家庭での音声告知放送を開始致しました。告知放送申込件数は、12 月 8 日現在で 6,691 件で今も申込をいただいております。また、同じく 12 月 1 日に屋外防災情報告知設備の起動試験を行って

	栗田町長	おります。同日より既設のオフトーク、防災無線告知機の撤去を開始致しました。 次に、地域公共交通関係では、１０月９日に第３回まんのう町地域公共交通協議会が開催され、公共交通の利用状況等、また、アンケート調査結果報告がありました。 次に、交通事故についてでございますが、８月５日に１名、８月１９日に２名の方が、亡くなられております。警察によりますと事故の発生場所が多いのが、カーブと交差点付近、また、まんのう町は、多くの国・県道があり町外の方の事故も多いということでございます。今後とも、事故防止への啓発をすすめてまいります。 次に、福祉関係では、９月２３日にアイレックスで敬老会を開催いたし、およそ、８００人の参加をいただきました。敬老会開催にあたりご協力を戴いた皆様にあらためまして感謝申し上げますとともに、今後の運営について、協議、検討してまいりたいと考えております。 次に、工事関係では、１１月２６日総合公園管理棟他工事の入札をおこないました。また、すでに発注いたしております１・２・３工区の進捗率は、１２月１日現在で、１・２工区はどちらも５０％、３工区は３０％となっております。また、１２月５日には、満濃地区農村環境改善センターエレベーター設置工事の入札を行いました。長炭小学校校舎関係工事の進捗率は、１１月現在で、６７．３％でございます。水道工事につきましては、町道榎林佐岡線と県道財田まんのう線の２路線の石綿管改良工事を発注いたしております。以上、主なものについてもうしあげましたが、他の工事につきましても、ほぼ順調に進んでおりますが、既に発注いたしております満濃池周辺整備工事につきましては、水量が、ほぼ満水状態であり、工事にはいれない状況でございます。 次に、地籍調査についてでございますが、１１月２０日現在で本年度予定しております現地調査の９０％を終えております。 次に、産業関係でございます。国の地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金によりプレミアム付き商品券発行事業を実施し、１１月２５日より第１回の受付を開始いたしました。まんのう町内の消費の増加につながるものと、多いに期待をいたしております。 １１月９日に行われました、香川県畜産共進会では、４名の方が金賞を受賞されたほか、優秀な成績をおさめられました。 次に、イベント関係でございますが、１０月２５日に第１６回太鼓台かきくらべ大会が行われ、１１台の参加があり、およそ３１００人の来場があり、事故もなく無事おえることができました。また、翌２６日には、第２３回まんのう町かりん祭りを開催いたしました。あいにく天候に恵まれず、例年にくらべ来園者が少ない結果となってしまいました。 また、１１月３日に二宮公園において、二宮忠八まつりを開催いたしております。 次に、町税の状況でございますが、１０月末現在で、調定額がおよそ２０億６千百万円あまり収入済額がおよそ１３億９千百万
--	------	---

日程第 5	栗田町長	円で徴収率は、67.48%で、徴収率につきましては、ほぼ昨年と同程度でございます。また、ふるさと納税でございますが、12万円のご寄付をいただいております。 次に満濃池を水源とする水道水の臭気の問題であります、原因の1つと思われる臭い発生物質は、依然として消滅しておらず、冬季の水温低下とともに臭気も収まるかもしれませんが、今後再び繰り返す可能性があり、恒常的な対応策の検討も必要であると考えております。 以上、簡単ではございますが9月定例会以後の町政の一端をご報告申しあげました。なお、お手元に町政報告をご配布いたしておりますのでお目通しをお願いいたします。終わります。
	末武議長	町政報告を終わります。 日程第5 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。
	三好議会 運営委員長	議会運営委員会の付託案件について委員長の報告を求めます。議会運営委員長 三好勝利君 付託案件の委員長報告を行います。
		去る12月8日午前9時30分より、第1委員会室におきまして委員6名、議長同席のもと執行部より、町長、副町長、総務課課長補佐の出席により議会運営委員会を開催いたしました。 議題につきましては、6月議会において議会運営委員会に付託され、9月議会継続案件の3案件の審査であります。 前回の委員会で合併協議会当時の資料も確認したいとのことであったので、各委員には事前に配布しまして、確認をいただいたうえで審査にはいりました。
		発議第1号 まんのう町議会議員定数条例の制定について 平成20年6月議会提出9月議会継続案件 については、委員より、定数の削減については、合併協議会で議論された議員定数の、合併後最初の選挙で21名、次の選挙から定数を18名にするという有識者の結論がでているので、それを守るべきである。今の段階では、定数削減は時期尚早である。定数13は、削減幅が大きすぎるという意見がありました。採決の結果、発議第1号 まんのう町議会 議員定数条例の制定について（平成20年6月議会提出 9月議会継続案件）は、否とすることで意見の一致を見ました。 発議第2号 まんのう町議会議員定数条例の制定について 平成20年6月議会提出9月議会継続案件 については、委員より、次回の選挙は18名で行い、人口も今後、減少すると思われ、その時に定数問題も出てくると思う。今の段階では、合併協議会を尊重し、協議内容に基づいて進めていくべきとの意見がありました。 また、委員より、もう少し時間をかけて審議してはとの、意見もありましたが、採決の結果、発議第2号 まんのう町議会議員

三好議会 運営委員長	定数条例の制定について 平成20年6月議会提出9月議会継続案件 は、否とすることで意見の一致を見ました。 発議第3号 まんのう町議会議員選挙区条例の制定について 平成20年6月議会提出9月議会継続案件 については、発議第2号と同様な意見で、合併協議会を尊重し、選挙区は設けないとの意見がありました。
末武議長	また、委員より、もう少し時間をかけて審議してはとの、意見もありましたが、採決の結果、発議第3号 まんのう町議会議員選挙区条例の制定について 平成20年6月議会提出9月議会継続案件 は、否とすることで意見の一致を見ました。 以上、会議規則77条の規定により付託案件の審査結果を報告いたします。 これをもって、議会運営委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑にはいります。質疑はありませんか。
本屋敷議員	3番 本屋敷崇君 ただ今の委員長報告の中で否決を決定するあたりの理由として、合併協議会の意見を尊重するという話がありましたが、その他にどのような質疑が委員会内でされていたのかというのを、ちょっとお聞かせいただきたいという部分、もう一つは前段の全員協議会のなかで、私の方からも町民公聴会を開いていただきたいというお話をしておったのですが、それは委員会のなかでは質疑されたのか、提案されたのか、提案されてない場合は結構です。もう一つは、合併協議会を尊重すると、意見を尊重するというのはよくわかりますが、今現在のまんのう町議会に中においてですね、次の定数をどうするかという部分を色々な角度から検証されたのか、例えば、面積であるとか、人口であるとか、財政力において、まんのう町としてはどれくらいの人数が妥当であるということが委員会内で協議されたのかどうか、されてないのであれば結構ですので、よろしくお願いします。
末武議長 三好議会 運営委員長	14番 三好勝利君 発議第1号ですか、第1号に対する意見がでましたので議会運営委員会といたしまして、審議内容ということでございますけど本来なら、経過と報告ということにならうかと思えますけど、今回はいろんな角度から審議いたしました。ただ単に出てきた人数が云々だからだめでないかと、そういうのじゃなくして色々な広範囲とか、周辺の勘案、町民の意見、それから一部には強引な意見もあります。また、叱咤激励をいただいた意見もたくさんあります。ただ単にその委員会の4時間、5時間の中で決定したのでなくして、そこに至るには、相当いろんな人といろんなミーティングをやり、いろんな報告会をやり、いろんな意見を聞きながら進めておりますので、どうぞ誤解のないように、最終的には採決にはいろいろと思えますけど、そのように取り計らっていただきたいと思えます。ただ単に一般にいわれるように、そんなことどっちでもえじゃないかとそう軽はずみに考えておるのじゃなくして、相当、幅広い意見も集約し練りに練っておりますので、そのことを報告しておきます。以上です。

末武議長 本屋敷議員	3 番 本屋敷崇君 今の委員長の発言の中にですね、答弁の中にいろいろな角度からされたという部分とですね、いろいろなミティーングされたという部分がありますが、どのようなミティーングをされたのか。それとですね、検証された結果というものを明示していただけるのであれば、出来れば明示していただきたいと思います。
末武議長 三好議会 運営委員長	1 4 番 三好勝利君 これに関して、いつまで賛成と反対の討論をさすつもりですか。 (質疑です。内容を聞きよんじゃ。) 内容な、はいはい。内容は、日々活動しております。ただ単に1月に1ぺんか2へん、ここへ来て議場で座ってお茶飲んで情報収集したのでなくして、ほとんど毎日ぐらい町内を歩き多種多様な方といろんな意見を交わしております。そういう中で皆さんも私、個人でなくして、結局そういうふうな結果になった満場一致で決議したわけでございますので、誰と、いつどこで、そういう説明の必要はありません。
末武議長 三好議会 運営委員長	ちょっと委員長、あの委員会のちょっと状況報告、まあこういうふうな・・・。 状況報告。今いうたでないか。どこでどうしたかというのは説明する必要がある。よう聞いとけみんな。 (議長、議長。) いや、まだまだ。私が説明しよんじゃ。そういう軽はずみでやってない。 (どういう内容があったか。その内容の一部・・・) その内容の一部を説明しよんじゃけん。私が説明しよんで、ごたごたいう必要がないんじゃ。私が説明しよんじゃから。なあ。その一つの例として日々活動しておる。その結果の中の集約。皆さん、みな同じですよ。そら簡単に云々でどっちでもええじゃないか、簡単に軽はずみに考えた問題ではないんです。これは。いう方も真剣に言うてもらわないかんし、反論するものは真剣に反論していますから、責任とりますからどうぞ進めてください。
藤田議員	9 番 藤田昌大君 討論と違うんで。質疑、質問をしよんです。例えばですね、この補足説明の中に具体的に書いてあるんですよ、多度津町、善通寺市、宇多津町それぞれあってですね、近隣の町であれば、だいたい類似が綾川町でありますけれども、これまた財政力が全然違うんですね、そういった中で具体的に、こういうのが望ましいんでないかいということで私たちは出しているわけですね、だから、その分に対して、おい、おまえ、少なすぎるやないかと、13人で出しますからね、この発議1号については。その分についてですね、具体的に、これはこうであって、こうであって、と言うてくれなんだからですね、種々論議したんではないかんです。どう

藤田議員	いう議論をしてですね、まんのう町の面積、人口、そしてまた町民性を含めた中でですね、その委員会の中で議論しましたようにいう部分がですね、あって否決するのが望ましい経過になればですね、それでいいんですよ。ただ、これは少なすぎるやないかいいう議論とですね、それとちがうんですよ。それを最後にですね、もう一つは余談でありますよと出せるでしょう。これらについてもですね、明確な答弁をして下さい。その結果、質疑をしてその結果ですね、次、採決するときには討論になるんですよ、まあそういった部分が議会の進め方ですから、本屋敷議員が言った部分については、やっぱりどういった議論があったとかですね、明確に答弁すべきなんです。それがなかったら議会で議論しとらんのかということになりますからね、そう軽々しく質疑に対してはですね、否決されたら、否定されたら困りますんで、例えば、この分についてはこうこうこうやったと、例えば、この分についてはこうこうこうやっただというですね、議論は最低限明らかにしていただきたい。それが本会議の場にありますから。討論については、反対と賛成ですから、ただ単に賛成、ただ単に反対いうてもかんまんですよ。ただ、質疑に対してはですね、そういうことにはならんと思うんですよ。そういった立場でですね、委員長は善通寺問題についてはどうやったと。多度津問題についてはどうやったと。相対的なですね、詳しくいえとはいいいせんけれども、相対的なですね、あんまりにも減らしすぎやないかという議論があって、段階的にいうのがちょっと一応報告の中にありましたけど、そういったわかるようなですね分をしていただけたらと思いますので答弁をお願いします。以上です。
末武議長	(議長、関連質問。藤田議員の関連じゃ。)
加地議員	加地議員 今、本屋敷議員や藤田議員が質問いたしましたが、まあ、あんまり議運の委員長に質問したくないんですけども、議運の委員会でいろいろ定数の問題とか、いろいろ議運の方へ付託いたしましたけれども、中の内容については大体ほぼわかったわけですが、これで最終的には賛否をとるわけでございますけれども、この議運の委員会の中で各常任委員長が、3委員長がでております。私も総務委員会に属して総務委員長も出ておりますが、この議運の中で定数とかそういう審議する中で各常任委員長から各常任委員会の内容ですね、各常任委員会でこういう大事なことを図っておるか、質問をまとめて議運に持ち込んでおるか、それによって議運の委員長がまとめてこういう結果になった。そういう結果が出ておると思うんですが、各常任委員長からそういう報告がでておるか、おらないか。それを私、議運の委員長にご質問をします。以上です。
末武議長	14番 三好勝利君
三好議会 運営委員長	まあ、大体同じような質問に内容だと思いますけど、皆さんいうことは同じです。ただ、私が判断したのは、集約したのはやはり6月に案件を受けていただいて審議し、また、途中でやり、9月に再度やり、昨日いって今日結果が出たんだったら、それはあ

三好議会 運営委員長		るでしょう。いろいろ委員長は委員長なりにやはり苦しい立場を経緯してきとると思うんです。それと先ほど、何回もいわれた近隣町が云々いうけど、近隣町は近隣町、まんのう町はまんのう町の特徴があるんです。いかにまんのう町のいい町を作るか、それが先決問題です。私が相談したらそういうことをいわれました。いかに作るかお前ら議論するのどちらがうか。まず、合併して初年度はこうだと。善通寺も多度津も宇多津も全部合併しとりますか。全部、合併を逃げたところばかりでしょうが。我々は将来のまんのう町を考えて3町がなくなることによって、協議して合併してそれで決めたことなんです。だからそれを尊重しとんです。それには一般の有識者がほとんどはいっとなんです。練りに練って、私は全部傍聴しております。合併協議会の委員会をずっと持ち回りでやりました。ほとんど傍聴さしていただいております。そういう経緯も踏まえて、その雰囲気も脳裏に残りながらの判断ですので、そう軽はずみにした覚えはありません。以上です。
末武議長	藤田議員	藤田議員
藤田議員		大変すばらしい答弁をいただきましたので、今後のですね、議運委員長の発言に対して敬意を表したいんですが、ただ、今それぞれのですね、近隣の市町は関係ないといいましたので、是非そのことを明確に守っていただきたいと思うんです。例えばですね、議運の委員長が今まで、僕も議運にでたことがあります。ただ意見書なんか出すときにですね、香川県とか、あれはどうやったかというのがあるんですよね、そういった分については是非守ってくれるんやったら大変議運の委員長すばらしい意見だったので、補講しときますのでよろしくお願いします。
末武議長		これまた、あと討論があります・・・・・・。
加地議員	加地議員	加地議員
		あの、わし、議運の委員長に聞いたのはな、あの各常任委員長が寄って3常任委員長がおる。その議運でこういうことについて各委員長から各常任委員会で練ったものが、出てきたかこないかということを質問しよん。内容についてはもういりませんから。あとは、賛否でまたやりますから。それは出たか出んか。それを私は聞いておるんです。
末武議長	14番 三好勝利君	14番 三好勝利君
三好議会 運営委員長		先ほどの委員さんから、近隣町は関係ないといいましたが、全てではありません。関係のあるところはコンピュータの関連もあるし、し尿汲み取りいろんな関係があります。こんなの議員だったら知っとるはずですよ。それと発議案件とか、請願書においても、やはりこれは1町だけで判断すべきものか、近隣町と合わせて、県下で合わせて、国と政府と合わせてやるものかという全てを判断しとんです。ただ単に全部が全部、出てきな内容があんまりたいしたことないから継続になっとるわけで重要やったらその場でやっとなんです。この中見て下さい。だから、結局まんのう町で判断つかん場合があるんですわ。今の問題とちがいますよ。

日程第 6	末武議長	それで委員長からね、各委員長から自分の委員会の中の取り纏めた分は、こうだったかというのが出たか出なかったのかと。内容はいらん。
	三好議会 運営委員長 末武議長	出とります。委員会だったらそのぐらいの責任をもってまとめとるはずです。私も議運の委員会でまとめて報告しとるわけですから。報告した以上は議運の委員会で責任もってやりますので、議事進行。
高木総務 常任委員長	末武議長	これはあと、また発議の分で。討論がありますのでこのへんで打ち切らせていただいたらと思います。 質疑なしといたします。これをもって質疑を終了いたします。
	高木総務 常任委員長	日程第 6 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。 総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。総務常任委員長 高木堅君 それでは、ただ今から総務常任委員会の委員長報告を行います。大西豊議員退席 10時15分 去る12月1日午前9時30分より、第1委員会室におきまして委員6名、議長同席のもと執行部より、町長、所管課長全員の出席により総務常任委員会を開催いたしました。 議題につきましては、所管事務調査についてその他であります。町長挨拶の後、所管事務調査にはいり、 総務課長より、町内各地で交通安全キャンペーンを実施、また、火災に関しては8月～10月までで7件の火災があったが、大事には至っていない。また、交通事故については8月から10月までで3名の方が亡くなられ、去年より増えたとの報告がありました。 また、国の第1次補正予算で地域活性化として1,600万円の交付金があり、防災備蓄器具整備で琴南東小を住民の避難場所として、校舎、体育館を耐震診断、また、商品券のプレミアム補助金として予定しているとの報告がありました。 定額給付金については、11月28日の総務省の資料では、事業主体が市町村であり、対象は世帯主、交付の基準日は平成21年1月1日か2月1日、対象者は住基登録及び外国人登録者のうち一定の者、給付額1人1万2千円。65歳以上、18歳以下は1人2万円、給付開始は市町において決定し、年度内に交付を目ざすもの。なお、国の補正予算成立後に交付予定との報告がありました。委員より、事務処理の経費についての質疑があり、執行部より、事務処理の経費については、郵送料については国の補助があると思うが、人件費について本俸は対象外との報告がありました。大西豊議員着席 10時18分 火災報知器については、消防法の改正により、設置が義務付けられ、町として設置に対する補助金3千円を予定している。対象者は、70歳以上のみの世帯、身体障害者1級、2級、精神の1級、2級、療育のAと㉠、介護認定4級、5級の方がおられる世帯。18年6月1日以降に設置した世帯は、遡及して補助の対象になる。また、補助は1世帯1台で、期限は平成23年5月31

高木総務 常任委員長	日までとの報告がありました。委員より、支給対象年齢についての質疑があり、執行部より、全国の基準はだいたい70歳以上が多く、住民のことを考えて全国レベルに合わせたとのことでした。 また、委員より、行革関係について質疑があり、執行部より、事務事業評価250～300の一次評価をしている。平成19年度の92事業については、平成21年度予算に反映するよう努めるとの報告がありました。 次に企画政策課長より、情報基盤整備による新たな行政放送を、12月1日、昼より正式放送を開始との報告がありました。 また、平成20年第2回指定管理者審議会判定結果、平成21年度の指定管理の委託先として、ことなみ振興公社、仲南振興公社、正友会の3事業者に対して、町内15施設はいずれも適とする総合判定を11月20日町長に答申が提出されたとの報告がありました。 また、廃校利用の利活用状況については、 旧琴南東小学校ではグリーンファーム琴南が 2教室 地元野菜の加工等として20年6月1日から使用中、アート空間水曜クラブが 4教室 書道活動等で20年10月1日から使用中、ギャラリー 風が 1教室 絵画活動等で12月中旬から使用予定。なお、賃借料は施設が古いため、1部屋あたり5,000円を徴収予定。 旧仲南北小学校ではまんのう町文化財保護協会が 4教室 文化財収蔵・活用のため20年4月1日より使用中、今が青春の絵手紙会が 1教室 同好会活動で20年7月5日より使用中、社団法人香川県建築士会中讃支部青年会が 校舎等全体 建築家講演会、家具展示により、11月1日より11月9日まで使用。賃借料については教育的目的のみしか使用できないために無償である。 旧仲南東小学校では株式会社長峰製作所と12月1日付けで正式に契約を締結したとのことであり、賃借料は、半年間1部屋分、月34,700円を予定している。光熱水費は、12月から徴収を行う。知的・身体障害者活動事務所 仲南たけのこ会 が 1教室 4月16日から使用中、福祉ボランティア活動のため無償貸付。 旧仲南西小学校・西幼稚園ではアンナプロバイオ株式会社が小学校のランチルーム、幼稚園では園舎全体を使用、竹の加工研究で20年5月より使用中であり、11月1日付けで契約を締結したとのこと、賃借料66,900円は11月分より徴収、光熱水費は20年5月にさかのぼり徴収との報告がありました。 また、地域公共交通会議の進捗状況は、第3回協議会を10月9日に開催し、アンケートの調査結果やまんのう町における公共交通の課題と方向性 システム改善案 についての説明がありました。委員より、新駅設置について質疑があり、執行部より、まず、デマンド交通体系の整備を行い、その後、新駅整備を考えて行きたいとのことでした。
-----------------------	---

	高木総務 常任委員長 末武議長 大西豊議員	また、委員より、かりんの丘公園の全面オープンについて、オフトークの撤去スケジュール、廃校利用の家賃について、公社関係の進捗状況について質疑があり、執行部より、かりんの丘のPRでは来春の全面開園時には、開園セレモニーに併せて、今まで国営公園で行っていた「春らんまんフェスタ」を行う予定。オフトークの撤去については、町内の業者が12月1日から撤去に入っていく。また、廃校利用の家賃については、原則的に減価償却費、残存価格を考慮した上で、床面積の割合で決定している。 また、指定管理の進捗状況は、12月末まで各公社の聞き取りを行い、調査報告、改善策を3月末までに出してもらおうとの報告がありました。 次に商工観光課長より、太鼓台かきくらべ、かりん祭りの観客数が合わせて約6,000人であった。また、まんのう町商品券の1年間の販売金額は18,191,500円との報告があり、また、商品券のプレミアム補助金について、商品券10,000円購入するごとに1,000円分補助を行うこととし、補助金額500万円で期間は来年2月までとの説明等がありました。 委員より、観光資源として人的な活動も資源であるので、各課行事とも連携して、幅を広くしてもらいたいとの意見がありました。 次に税務課長より、20年度の町税の収納状況について、10月末現在の調定額は20億6千900万円で収入額は13億9千100万円となっており徴収率67.48%でほぼ前年並みである。また、12月議会に、21年度から始まる住民税の特別徴収に合わせ、住民税の前納報奨金制度の廃止について提案している旨の報告がありました。 次に琴南支所長より、高齢者慰問、地区連合自治会役員会、土器どきフェスタ実行委員会の開催などの報告がありました。委員より、地区連合自治会で中学校問題についての話をしてもらいたいとの意見がありました。 次に仲南支所長より、ひまわりフォトコンテスト審査会、二宮忠八祭り等の報告がありました。 以上、所管事務調査を行い午後0時25分委員会を閉会しました。 以上で総務常任委員会の委員長報告を終わります。 これをもって総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑にはいりません。質疑はありますか。 15番 大西豊君 あの、今委員長報告から詳しくご説明がありましたけど1点だけお伺いをいたします。指定管理者審議会の審議の結果についてお伺いします。私もちょうど12月5日の日にまんのう町のホームページを開いてみますと、情報公開の中で20ページぐらいの資料があったのでダウンロードさせていただきました。今回、議案にも出てきます。そういう中で審議の結果が5名で、1名
--	--	--

日程第 7	大西豊議員	の方が不可いうことで出とります。そういう中であの、平成 18 年度と 19 年度の審査の点数を見てみますと、また、会計事務所の所見を見てみますと、18 年度と 19 年度相当マイナスいうんか、減収になっておるということが謳われております。それにも係わらず点数を足してみますと相当評価点が悪いにも係わらず、経営状態が悪くなっているにも係わらず評価点が良くなっているということを、私 1 点、疑問に思います。まあ、そういうことについても審議されたのかどうか、所管事務調査されたかどうか。それともう 1 つは、前々から審議員、前々からいろんな議員に言われておりますけれども、外部審査制度とかいろいろ言われておりますが、この委員のメンバーを見てみますと 5 名おられます。例えば、宮本会計事務所、鉄川設計事務所の所長さん、山内 光さん自治会長会長、多分これ間違ったら言ってもらいたんですけど、まんのう町の仕事をされている会社の社長さんだと思いますけど、それとまんのう町婦人会の会長さん、それと前は副町長でありましたが、総務課長ということでこういうメンバーをもって審議することは、ちょっと公平な審査が出来ない。私なりに思うのに公平な審査が出来ないのではないかなと思うんですが、そういうことが委員会において委員の皆さんから、もし、意見が出たのであれば、あったかないかについてお伺いをいたします。
	末武議長 高木総務 常任委員長	18 番 高木堅君 あの、大変、委員長報告については詳しくさしていただいたつもりでございますが、大西委員さんの質疑の内容ですが、委員会ではその件については十二分にいろんな意見が出ております。それについての内容で質疑等いろいろ執行部等交わしておりますので、我々としては真剣に取り組んできたつもりでございますので、なお、本議会におきましていろいろ執行部等の数値目的とか、いろいろな面で具体的な説明は執行部の方から、また説明等をしていただきたいかように思います。十二分に総務常任委員会でやっておりますのでそのへんご理解いただきたかように思います。
	末武議長 大西豊議員	15 番 大西豊君 私が今質問した十分理解していただいていると解釈させていただきます。まあ、今議会の議案にも出てきますので審査のあり方について見てみますと、審査委員会、評価委員会、同じ人ばかりがなっておりますので、やはり今まで議会の議員の発言の中にも外部審査制度とかいう言葉も出てきておりますので、十分に審議されると思いますがどうぞよろしくお願いいたします。
	末武議長	他に質疑ありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。
		日程第 7 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

末武議長 黒木教育 民生常任 委員長	教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長 黒木保君 教育民生常任委員会の委員長報告を行います。 去る１２月２日午前９時３０分より、第１委員会室におきまして委員７名、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長全員の出席により教育民生常任委員会を開催いたしました。 議題につきましては、所管事務調査について、その他であります。町長挨拶の後、所管事務調査にはいり、 琴南支所長より、報告があり、委員より、診療所における件数等を出してほしいとの意見があり、執行部より、次回から提出するとのことでした。 住民課長より、住民異動状況、人口・世帯数、総合案内窓口、夜間窓口受付内容の説明がありました。委員より、窓口案内の件数の多いものは町ホームページのＱ＆Ａに載せて欲しいとの意見がありました。 環境保全課長より、ごみ収集実績、し尿処理、火葬事業、生ごみ処理機等の補助事業について説明がありました。委員より、資源ごみの紙類について質疑があり、執行部より、紙類についても資源であり、分別収集に出してもらうよう広報等でお知らせして行きたいとのことでした。委員より、犬、猫の処理についての質疑があり、公道上であれば基本的に町で処理をしているとのことでした。また、委員より、町の祭壇の組み立て委託についての質疑があり、執行部より、満濃地区でも今後も検討していきたいとのことでした。 次に福祉保険課長より、福祉医療、乳幼児医療、母子医療、国民健康保険等の医療給付状況、後期高齢者医療公費負担の状況等についての報告がありました。 委員より、後期高齢者の納付状況について質疑があり、執行部より、４月から始まって半年の状況、年金からの天引き、口座振替が出来るようになっている。まんのう町では混乱はないとのことでした。 また、委員より、中核生きがいの現状について質疑があり、執行部より、先般、中讃広域から県の方に基本計画を提出。中讃地区で３５箇所、うち、まんのう町で１１箇所、平成２１年～平成２３年度で整備、事業費は１億８千３百７６万３千円とのことでした。委員より、決定した経過と１１箇所可能かどうか等について質疑があり、執行部より、町内の施設には類似器具を置いているところがあり、実施していく段階で効率のいい運用が必要になる。設置箇所決定については中讃広域で決めるが、初年度の箇所は実施可能なところで考えており、実績等を見ながら進めていき、変更も可能であるとのことでした。 次に健康増進課長より、平成２１年度検診事業、介護保険事業の状況、かりん温泉の入場者数、高齢者福祉計画など報告があり、委員より、今年の敬老会について質疑があり、執行部より、今年の反省に基づき来年は決めていきたいとのことでした。
---------------------------------------	---

黒木教育 民生常任 委員長	委員より、やすらぎ荘の改修及び今後の状況について質疑があり、執行部より、改修については12月末までにほとんど完成する。今後の扱いについては、現段階での払い下げは難しいとのことでした。 また、委員より、かりん温泉の改善策について質疑があり、執行部より、かりん温泉を継続していくことは大変厳しい。改修等について、今後、協議・検討して行きたいとのことでした。
	次に教育長より、平成18年3月30日の文科省の通知を受け、町内各幼稚園、小学校、中学校の通学区域に関する規則に、内規を設けて就学校の指定変更ができる場合の要件及び手続きに関する事項を定め、公表することにしたとの説明がありました。 委員より、内規を設けただけの運用では不適であり、慎重にすべきである等意見がありました。 教育次長より、教育委員会等開催状況、町内各保育所、幼稚園、小学校、中学校の運動会の報告、工事の発注状況について報告があり、委員より、平成21年度から新しい指導要綱になるが、どのようにして変えていくのかとの質疑があり、執行部より、町内全小学校で5年生、6年生を対象に英語のカリキュラムを足並み揃えて実施するとの報告がありました。また、委員より、中学校の統合問題について質疑があり、執行部より、地域住民と保護者との話し合いを進めて行きたいとのことでした。また、委員より、満濃中学校の改築検討委員会での基本理念と基本方針についての質疑があり、執行部より、今後、お示ししたいとのことでした。 次に社会教育課長より、文化祭、高齢者学級、文化財などの説明があり、委員より、文化祭の今後のあり方についての質疑があり、執行部より、今後の反省会を踏まえて検討していきたいとのことでした。 また、委員より、青少年育成センターの今後についての質疑があり、執行部より、琴平町との合同での育成センターを、平成21年度より、まんのう町単独で立上げる予定。なお、琴平町との連携は今後も定期的に行いたいとの報告がありました。 また、お昼は、仲南小学校で給食の状況や内容を見ながら、子供たちと共に給食を食べ意見交換をしました。 以上、所管事務調査を行い午後3時00分委員会を閉会しました。 以上で教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。
末武議長	これをもって教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑にはいります。質疑はありませんか。
谷森議員	19番 谷森哲雄君 委員長報告の中でかりん温泉については、継続については難しいというような報告であったかと思いますが、先般の全員協議会ですか、その時にはお年寄りのための入浴施設とか、あるいは健康のための施設として残して行きたいというような町長のお考え

日程第 8	谷森議員 末武議長 黒木教育 民生常任 委員長 末武議長 大西建設 経済常任 委員長	もあったかと思うんですが、この点委員長いかがですか。 10 番 黒木保君 谷森議員の質問ですけれども、かりん温泉等につきましては以前から執行部より、いろいろなこのようにして行きたいというような話は出ておりますけれども、今回、かりん温泉につきましては、やはり、お年寄りの介護の関係の福祉の関係の温泉でありますので町執行部としても、今、検討して全員協議会等で再度説明をするということですので、そういう説明がありましたことを報告しておきます。 他にありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 日程第 8 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。 建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 大西豊君 建設経済常任委員会の委員長報告を行います。 去る 11 月 21 日午前 9 時 30 分より、第 1 委員会室におきまして委員 7 名、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課全員、出席により建設経済常任委員会を開催いたしました。 議題につきましては、所管事務調査その他であります。 栗田町長挨拶の後、所管事務調査にはいり、各課からの報告がありました。 農林課より、農業委員会定例会の開催状況の報告。 農業振興関係として、まんのう町グリーン・ツーリズム事業として「島ヶ峰地区そば栽培体験」があり、30 名の申込があった。また、担い手基金事業の食農教育支援事業として満濃南小 5 年生と地域の住民の方が、稲刈り、稲こぎ、餅つきを行ったとの報告がありました。 また、かりんの実の品評会、ひまわりの里フォトコンテストなどの審査、表彰の報告がありました。 林業関係として、秋の琴南地区の林業推進委員会、琴南地区文化祭において緑化キャンペーンの実施等の報告がありました。 畜産関係では、第 72 回香川県畜産共進会が開催され、金賞主席に追上地区の森末雅美さんが受賞され、また、金賞、銀賞、銅賞等多数の入賞の報告がありました。
--------------	---	--

大西建設 経済常任 委員長	委員より、そば栽培の現状、いのしし駆除、米の栽培方法、ひまわりフォトコンテストについて質疑があり、執行部より、そばについては、反収約200kg、補助金については19戸に補助、面積は全体で3.2haとの報告でした。また、今後は、そばの栽培に力を入れて行きたいとのことでした。いのししの駆除については、県の予算がなく8月中旬には県補助金が打ち切りになったとのことでした。また、委員より、駆除については県下一斉にお願いしたい、窓口についても1本化してほしいとの意見がありました。米の栽培方法については、減農薬栽培、有機栽培について、今後は、県と話し合いをしていくとのことでした。ひまわりフォトコンテストについては、一般大衆向けのひまわりコンテストをお願いしたいとの意見がありました。 また、満濃農改センターのエレベーター設置工事は、入札が12月5日の予定で、工期は来年3月20日を目標にしているとの報告がありました。 建設課より、工事進捗状況等について報告があり、林道では、仲南地区、塩入三野線は、進捗率46%、琴南地区、笠形線は進捗率30%、改良事業では仲南地区、山脇線は竣工、琴南地区 中通勝浦線は進捗率90%、塩江琴南線は、進捗率95%、舗装事業では満濃地区、金剛院線は竣工との報告がありました。治山事業では、仲南地区、多治川地区は竣工、琴南地区、笠形地区は進捗率60%との報告がありました。 また、土木関係の道路改良では、満濃地区、杉ノ上本村線は、稲の作付けの関係で進捗率40%、仲南地区、帆山本目線は11月4日に発注との報告がありました。 また都市計画関係の満濃池周辺整備の護岸工事については、1工区～3工区は、満濃池の水位上昇により休止している。 総合公園については、1工区、2工区とも進捗率は40%、管理棟の建築工事は11月中に発注、設備関係は12月中に発注、電気工事は10月29日に発注したとの報告がありました。 委員より、林道開設事業の笠形線の工事内容、満濃池の護岸工事について質疑があり、執行部より、琴南地区の右岸側、綾川町との境界で4年前から国庫補助事業で施行中であり、今後見直しも必要であるとのことでした。また、満濃池の護岸については、国営公園が先に施工しており、石を使って工事をしているとの報告がありました。 土地改良課より、町内のため池の貯水状況及び、西田井上地区、農道改修工事など、4地区の町土地改良事業の発注、県営中山間地域総合整備事業、県営ため池整備事業の進捗などについて報告がありました。 委員から、工事等による用地買収等での、地元の苦勞が報われるように、工事に反映させられないかとの質疑があり、執行部より、町としては、町発注工事は町内業者、県工事は、金額にもよるが一般入札になる。地元の気持ちとしては地元業者にしてほしいとのことでした。
------------------------------	---

	大西建設 経済常任 委員長	水道課関係について、仲南地区水源の地蔵前ダムの状況は、夏場に降雨が少なく、7月31日から木こく池から1日あたり約1300トン取水し9月2日まで取水した。11月14日現在で貯水率は85%になっているとの報告がありました。満濃池の貯水状況については11月14日現在95%となっているが、取水している水道水の臭気については現在も発生しており、粉末活性炭注入処理で対応しているが、原水の数値が高く臭いが消えない状況が続いている。 今後の見通しとして、現在の状況で満濃池の水を使用することになりますので、冬場には、一時臭いがおさまるかもしれませんが、春頃から再び発生する可能性があります。21年度も現在の粉末活性炭のみの処理では、今年と同様であろうと思われます。 したがって、高度処理（オゾン、活性炭処理）を早急に検討する必要がある、高度処理対応のため、変更認可事務の準備を進めていきたいと考えているとのことでした。 また、高屋原浄水場第2水源地の確保対策については、吉野地区井戸より、照井地区における湧水を水源地として確保していくことで進めておりますが、その後の進捗状況は、10月3日に事前打合せ会、10月10日、19日に、もっこく池用水組合理事会、11月2日に下流部の真野、岸上水利組合関係者と、また、県土木事務所、JR高松保線区等とも協議を行いました。仲南地区、もっこく池用水組合及び県、JRについては概ね了解を得ているが、下流部の水利組合との調整を図る必要があるため、時間を要するとの報告がありました。 また、20年度の水道事業の発注状況については、石綿セメント管の更新事業としては、町道榎林佐岡線、県道財田まんのう線を11月4日に発注、また、造田地区の導水管布設工事を11月10日に発注したとの報告がありました。 委員より、臭気が抜けていない。満濃池にこれからも依存していかなければいけないので高度処理を実行してほしいとの意見があり、執行部より、早急に検討して行きたいとのことでした。 地籍調査課より、平成18年度調査地区の地籍図、地籍簿の登記所送付、平成20年度の現地調査、3班体制で実施等の報告がありました。委員より、町道部分拡張時の分筆、防火水槽設置箇所の分筆の登記について質疑があり、執行部より、事業内容により地籍調査で分筆可能かどうか検討し、対応したいとのことでした。 環境保全課より、公共下水道事業の10月末現在の接続率74.25%、20年度の工事については、満濃中学校南側、県道炭所東琴平線沿いを11月13日に発注したとの報告がありました。 合併処理浄化槽関係については、仲南地区の浄化槽整備推進事業市町設置型は、本年度4月から30基の設置、設置率64.98%。また、個人設置型は、4月から42基設置、設置率23.15%であるとの報告がありました。 以上、所管事務調査を行い、午後0時50分に委員会を閉会しました。
--	------------------------------	--

大西建経 常任委員長 末武議長		以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。 これをもって建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑にはいりません。質疑はありませんか。 本屋敷崇君
	本屋敷議員	1点だけ質問させていただきます。水道課のお話の中で高度処理施設のお話がでておりましたが、満濃池の水問題に関してですが水問題が出てきたのが去年から、その前年から満濃導水、天川導水の導入量問題が出ておりますが天川導水の導入量が今まで違法ではあったのです。違法というか、ゆるぎ、たるぎの中で入れてきた中で水を入れてきたために満濃池の水が循環し、水がきれいになっていたものと私自身は考えるのですが、高度処理施設を入れるとなれば3億近い多額の費用がかかるんですけれども、水道水の問題だけでなく中讃地区のですね、生活水を担ってきた満濃池の問題について県の方とかですね、河川法の改正によって管理者が連絡協議会を持つことができるというふうになっておるんですが、今のところ土器川とか金倉水域で関連の連絡協議会を持つ予定があるのかどうかという話がなかったのかどうかだけお聞きします。
	末武議長 大西建設 経済常任 委員長	15番 大西豊君 今の本屋敷議員の質問にお答えいたします。具体的にはなかったのですが、委員からは汚水の原因についてやはり、まんのう町だけでなくして、水を買っておる売っておる満濃町土地改良とか、同じ水を共有しておる丸亀市とか、共同で調査・研究をすべきだという意見が出ております。また、高度処理の対応については全員の意見ではありません。基本的には今までの委員会の中で、その原因についてきちんと調査を研究するべきでないかという意見も出ておりました。それは例えば、満濃池の臭いのする原因をやっぱり環境問題とも含めて調査・研究すべきだ。ということも出とります。右岸連合とか、そういう協議のことについては出ておりませんが皆さんご存知だと思いますが、満濃池の取水は昭和30年頃、右岸連合との協定の中で秋の彼岸から春の彼岸まで毎秒2.5トン以上ある場合には協議のうえ取れるということで、原理原則は変わってないと思います。十分な答弁でないかと思いますが、一番は原因の究明をしてもらいたい。それと出来るだけの最少の費用で調査をしていただきたいということが本心だったと思います。
	末武議長 藤田議員	9番 藤田昌大君 前回もちょっと同じことを聞いたんで、今回ちょっと報告がなかったのでもっとお尋ねしたいと思うんですが。羽間の駅前の駐車場の件でありますけれども、僕もついこの間ですね、現状を見に行った時にたまたま変な違法駐車しとったんで、僕写真とっりよたんですわ携帯の、そしたら慌てて出てきてですね、今すぐ除けますいうてきたんですね、ですから今の現状ですね、委員会

	藤田議員	がどこまでご存知だろうかということを、ちょっと、ねえ、歩道いっぱい止めていますし、全然関係ないところまでずっとね、無理して出し入れは可能かもしれませんが、線以外のところにいっぱい止めています。障害者駐車場については別のことですから言いませんけれども、現状を把握してですね、今後の改善点を出したのか、あとは一般質問に出したので言いませんけれども、その委員会の中での議論をお尋ねしたいと思います。報告はなかったもので。してなかったらなかったで結構ですので報告だけお願いします。
	末武議長 大西建設 経済常任 委員長	15番 大西豊君 議事録を確認していただきたいんですけど、指摘をされて9月の定例会の会期中ですって、報告しとります。再度申し上げます。現地を調査し私も個人的には事前にして、同じ車が同じところに止まっておりました。それで建設課長の方へパークアンドライド、一応県道バイパスの拡張工事の中で、また琴電との土地の協議の中で残地について、実は県が管理をしとるんですけど、実務上はまんのう町が清掃とか電気代を支払っておる中において、例えば琴電さんの方へ今のパークアンドライドの反対側の方へ草が生えておる部分について、例えば身障者のスペースを設けたらどうですかということを建設課長の方へ委員会の中で申し上げておりますし、多分、委員長報告の中で確認していただきたいと思うんですが報告をしております。それで委員の中からは、その中で実際法律的なもので、ああいうスペースを設けなければならないので設けておりますけれども、委員の中の意見としては、例えばやはり身障の方、特に今の公共施設については高松の方にもそういう施設があるんで、おそらくそちらの方へおかれておる方も多いでなかろうかという意見もありましたけど、結論としては法律的にそういうスペースを設けなければいけないので確保していただきたいということも委員会で報告しておりますので、確かに私委員長報告でしとると思いますので議事録を確認していただきたいと思います。
	末武議長 藤田議員	藤田議員 ちょっとすいません。この議会で報告がなかったのどうですかと聞いたんで、9月の議会は関係ないんですよ。だから9月以降のですね、委員会の中でそれぞれ議会報告があったと思うんです。その中で新たなですね、議論があったかなかったかだけであって、過去は関係ないんですよ。と申しますのは改善のきざしが見えないと僕は判断しましたんで、それ以降どうやったかです。ですから、12月議会に向けてのですね、議論なかったということで解釈します。結構です。はいどうも。
	末武議長	他に質疑ありませんか。 (なし) 以上をもって質疑を終了いたします。

日程第 9	末武議長	議場の時計で 11 時 20 分まで休憩いたします。 休憩 11 時 6 分
	本屋敷議員	それでは再開いたします。再開 11 時 20 分 日程第 9 発議第 1 号 まんのう町議会議員定数条例の制定について 平成 20 年 6 月議会提出 9 月議会継続案件を議題といたします。 これより討論にはいります。委員長報告が否決でありますので、原案に賛成者の賛成討論から行います。 賛成討論はありませんか。 3 番 本屋敷崇君 3 番 本屋敷崇です。提出者として賛成討論をさせていただきます。今回、議会運営委員会において私たちの提案した議案が理解をいただけなかったのは残念ではありますが、提案者としてはこの討論によって多くの議員の方々に私たちの真意を深く理解していただき、結果、賛成可決としていただけることを信じております。まず、議会運営委員会における否決とする理由の大部分を占めていた合併協議会の決定を尊重すべしという部分において、反論させていただければ確かに多くの苦労をされたうえでの合併協議会の決定は尊重すべきであることにおいては私も同調するところです。しかし、尊重はしても必ずしも従わなければならないのではなく、それが町のためにプラスとなるのであれば変えることも必要ではないかということです。平成の大合併も、元々各末端自治体が望んだものではなく、ある種、国の大きな力によって行われた合併です。しかもその条件の中には期限もあり期限を守らなければ交付税の減という制度の中で、多くの合併した自治体の手探りであり、急き立てられ、実行できなかったうえでの合併ではなかったかと思えます。そうして苦労して合併し 2 年半がたつ間にも自治体を取り巻く環境は大きく変化している状況です。議会においても、その波は他人事ではなく、大きく変わりつつある自治体に呼応するかのように議会を取り巻く環境も大きく変わりつつあります。そんな中、議員定数においては大きく 2 つの流れがあります。議員定数を削減し、報酬を給与に変え通年議会としていく方法と、議員定数を従来どおりに維持して日給制度に変えていく方法です。この 2 つを考えた場合、私としては前者の方が好ましいと思っております。現在は昔の 10 年が今の 1 年だと言われるくらいに世の中のスピードが速くなりました。そんな中、今の自治体に求められるのは現在の情報を分析し 10 年後の未来を予想したうえでの政策をたて、その政策をさらに時代に合わせタイムリーに軌道修正していく能力です。そのためには議会においては、今以上に政務調査費を拡充し、議員の活動を充足し、現在の社会に対応できる能力をつけたうえで、通年議会として議会としての政策を分析、立案し、執行部に提言していくことが必要なのだと私は思います。そのような、そうすることにより議会と執行部が切磋琢磨して自治体内での相乗効果が生まれ

本屋敷議員	てくるものと思います。どのような組織もそうですが人数が多くなれば議論を行うのが難しくなり、決定にあたるまでに多くの障害が出てきます。それを考えれば議案提出人数が全体の12分の1なのを考えれば議案の精度を高めるためにも賛成者を必要とする13人とするのが好ましいと私は考えます。さらに、現在のまんのう町の財政を考えれば財政力指数が18年度決算ベースで0.37という現状です。議員が18人というのは近隣町を見ても、人口2万3千人、財政力指数0.66の多度津町が16人、人口2万9千人、財政力指数0.54の三木町が18人、人口2万6千人、財政力指数0.55の綾川町が次回の選挙より16人とすれば、わが町が18人というのは町民の理解を得ることは難しいように考えます。また、町の面積も大きな問題ではありますが、まんのう町は森林面積が7割を超えることや、現在の印刷技術の発展、郵便制度の充実、情報基盤の普及、また9月に否決された議会による住民説明会等を活用していくことを考えれば問題があるようには思いません。さらに今後、議会として執行部、住民に対して改革を求めているかなければならないことを考えれば、議会自体もさらなる改革を推し進める気構えがあることを見せなければ執行部も住民も納得してくれないのではないのでしょうか。税金を上げる前に国会議員を減らせと、ちまたでよくいわれますが私たち地方議会も同じ立場なのではないのでしょうか。また、多くの地方自治体に見られるある種、諦めにも似た、しょうがないという空気をやれば出来る、変わっていけると見せるのも住民の代表といわれる議会の役割ではないのでしょうか。今まで地方自治体を支えてきた議員の皆さんにはその心意気があり、現在の議会の立場を考えればこの先、議会が今以上に身を切り、骨をおり、汗を流すことの必要性を理解していただけるものと信じております。以上のような観点から議員定数は13人とすることが望ましいと、私は考えることから賛成討論とさせていただきます。
末武議長	反対討論ありませんか。 (議事進行について) 11番 大岡克三君
大岡議員	発議につきましては、議員定数を13にするという発議でありますけれども、今述べられました本屋敷君は提案者でございますのでそういった観点から行きましたら、提案者の方は当初に提案をされておりますので違う方の意見をという形の議事進行を、今後お願いしたいと思います。以上です。
末武議長 高木議員	18番 高木堅君 それでは、反対の討論をさせていただきます。この件について議会運営委員長を筆頭に、議会運営委員会を本当に慎重に何度もされたのは既成の事実でございます。この議会の中でも過去において3町の合併の原点にたつてその合併協議会に望まれた議員もおりますし、なお、十二分に回数を重ねることによって経緯というのがわかったと思います。本当にこの各3町の旧の議会では自

	高木議員	分の議席をとにかく減らしてまでやろうかというこの熱意によって3町が、3町の各議会で合併されたこととございます。なお、合併協議会での、この協議会の委員のメンバーは各町から旧各町から選出され、また議会で議長、議会で1人という構成においてされたわけですが、本当に厳しい合併になったかと思います。なお、38名で21名という中において今日我々がこうやって発言させていただいておるのも、その意を反映して発言させていただいておるわけとございます。なお、次回は18名で全町1区ということで、その各3町の有識者の意見また合併協議会の議長、議員の意見を尊重して当然この案件については反対者として討論をさせていただきます。終わります。
	末武議長 藤田議員	9番 藤田昌大君 賛成討論させていただきたいと思います。よろしいですか。この部分で本屋敷議員が詳しくいいましたので合併して3年経過しようとしている現状の中でですね、私は賛成討論に参加して行きたいと思います。議員会構成とかですね、議会構成を考えてみてですね、それぞれ今のまんのう町にふさわしいのはですね、2つの委員会がいいんでないかということを私考えます。この中でありますとですね、議長を除く12名の中で文教厚生部分とですね、建設とかあの総務に分けてですね、2つの委員会にすればなお議論が集中するのではないかという気がするんです。そしてまた今の現状の中でですね、議会でも発言される方とされない方がいます。されない方をいかんというんではありませんけども、やはりそういった部分でですね、非常に民主主義には非常におかしんでないかなあという危惧があります。そういった意味でですね、12名プラス1名のですね、構成であればより民主的な部分が僕は補償されると思います。それ以上になったらそれ以下になったら補償されにくいんです。もう1つは例えば人件費の問題が一番叫ばれてまして、小泉内閣以降ですね、馬鹿な構造改革やいうことでやってまして、今、国が慌てて軌道修正しています。そのことはですね、末端の職員の賃金をカットするといったこういう議論が出てきとんです。それよりうえのまず官僚のですね、姿勢が問題なんでしょう。そういった部分から考えればですね、やはり一番儉約しやすい議会の部分をですね、やれば町民にも理解できますけれども相対的にですね、やはり民主主義が確保できる時点ではですね、最低限この部分でいいんでないかと、面積的なこともいいましたが山林部分も含めていえばですね、そんなにたいしたことない言うたら怒られますけども十分12名、13名でですね、僕は可能な部分だろうと思っています。そういった中でですね、是非あの議員の資質の向上なりそういった部分を絡めてそしてまた効率的な議会運営をするためにはですね、2つの委員会を構成してやっていったら十分住民の意見を集約出来るとそういった立場でですね、この13名の定数にですね賛成しておきたいと思っています。以上であります。 他に討論ありませんか。 14番 三好勝利君

日程第 10	三好議員	先ほどの議運の報告と同じような内容になるかと思いますけども、質問、反対討論も同じような意見であるし、まあ考えて見れば 13 名という中には手をたたく人もおるでしょう。でもこの広いとこで、これだけの人口で 13 名今でも満足な行政が施行されておらんような中で 13 名が果たしてやっていけるもんかどうか、私はやっぱりそれなりの意見を聞いております。実際に。やはり、しょうねを持ってやるにはやっぱりいかにいい町を作るかで定数の問題ではないと思います。そういうことで私は反対討論とさせていただきます、あまり長くはいけません。
	末武議長	これをもって討論を終了いたします。 これより、発議第 1 号 まんのう町議会議員定数条例の制定について 平成 20 年 6 月議会提出 9 月議会継続案件を起立により採決いたします。 本案に対する委員長の報告は否決であります。したがって原案について採決します。発議第 1 号 まんのう町議会議員定数条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 起立少数であります。 よって、発議第 1 号 まんのう町議会議員定数条例の制定についての件は否決されました。 日程第 10 発議第 2 号 まんのう町議会議員定数条例の制定について 平成 20 年 6 月議会提出 9 月議会継続案件を議題といたします。 これより討論にはいります。 提出者は・・・。 2 番 小亀重喜君
	小亀議員	先ほど大岡議員の方から提出者はふさわしくないのではないかということがございましたが、基本的には議案審議ということで上程されたあとですので、いうてみたら預かり先が変わっています。ですからそれについて提出者から賛成討論するのは全然やぶさかではないはずですので、それをちょっとご確認ください。よろしいですか。
	末武議長	はい。
	小亀議員	それでは仕切り直しということで、失礼いたします。本発議に関し否決すべきという委員長報告、委員会の審議結果をお聞きしましたので、討論交互の原則に沿って原案賛成の立場から討論を行います。当まんのう町議会は委員会主義をとっており、ことに本案の審議は常任委員会ではなく議会運営委員会への付託となっておりました。町村議会の運営に関する基準 141 条には議運での協議結果について議員はこれを遵守すべしと明記されております。しかし上位法規、自治法の求めるところによれば条例案の表

	小亀議員	決に際し討論を省くことは出来ないことになっております。これは議会の言論の府であり討論を十分に尽くす、それこそが役割であるからです。そして私が今から行いますこの討論の目的は賛否の意思を固められていない議員各位の賛同を得ることにあります。議会運営委員会でのご判断の根拠と原案の根拠を対比することにより、改めていずれに妥当性があるかを論じ各位のご判断を仰ぎたいと考える次第です。なお、同じ定数の削減ということで先ほどの発議第 1 号についての賛成討論の内容と重複する部分がありますがご容赦下さい。議会運営委員会において至られた否決すべきという結論のよりどころは、先の合併協議会での申し合わせ、合意事項の尊重ということだと理解しました。議員だけではなく住民の代表が同じ議論の席について、決せられた合意事項に重きをおきたいという趣旨は理解できますし賛同もいたします。しかし、今、一度議員各位にお考えいただきたいのです。議会運営委員会における審議の中で合併協で話し合われたこの町をよくするという思いや願いを大切にしたいと委員長も声を大にして何度も発言されてきました。そうなのです。尊重すべきは 18 人という結果として定まった議席数ではないのです。その議席数、議員定数に至るまでのプロセス、すなわち思いや願いこそ注目されるべきだと考えます。判断根拠とされた平成 16 年 10 月 25 日に開催された第 5 回の琴南町・満濃町・仲南町合併協議会の会議録がこの手元にございます。その 5 ページの 3 行目に議員定数を 18 名とするという記述が残されています。しかし、その標記とともに理由が次のように記されています。近隣の同規模の自治体を考慮して総合的に判断する。それとともに現在の財政状況を考え合わせたうえでの結論であります。合併協での合意事項にこだわるのならこの部分にこそこだわっていただきたいと思うのです。平成 16 年から本年までの 4 年間は自治体にとってそれ以前とは比べものにならない激動の 4 年間だったと思います。その当時、導き出した最適解が今もなお変わらぬ最適解とは言いがたい。それを理解していただきたいのです。地域社会の変化のスピードは予想を遥かに超えています。その変化に答えるべく、執行部、町執行部に痛みを伴う改革を求めるのなら、まずは議会が先にたち姿勢を示すべきだと思うのです。6 月議会において本発議の提案理由としてお示ししましたが、現在当町より議会 1 議席当たりの有権者数が少ない。つまり有権者数の割りに議席数が多いのは島嶼部や合併をしなかった町だけです。人口 2 万 6 千人の隣町綾川町は、一旦決定されたいた議席 18 を 16 へと減じる決定をされています。今一度各位にお伺いします。4 年前に決定されたまんのう町議会議席数 18 は果たして今も近隣の自治体を考慮した結論として妥当といえるのでしょうか。そしてもう 1 点、巨額支出に正当性を唱えられるほどこの間当町の財政状況は好転したのでしょうか。これにつきましても先般の提案理由を繰り返すこととなりますが、2 議席を温存するということは平成 22 年から 25 年の次期任期中に 525 万円×2 議席×4 年間、計約 4,200 万円もの公費があてられることを意味します。重ねてお考え下さい。議員定数 18 名を維持することは現在の財政状況を考え合わせたうえでの結論として妥当なのでしょうか。また、本案が否決されますとこのあと議事日程として予定されている発議第 3 号の選挙区条例に印した前提条件がととなわず審議不能となりま
--	------	--

	小亀議員	す。よってここで関連事項として補足的に選挙区についても触れさせていただきます。私が選挙区維持と合わせて定数削減を提案したのはポーズやパフォーマンスでなく是非とも定数減を実現したいと考えたからにはかなりません。全国を見渡せば福岡県の飯塚市議会のように選挙区を設定することで難航する定数削減にこぎつけた例など、自治体合併に伴う選挙区撤廃の反動、見直しの動きが出始めています。私も含め我々議員は熾烈な選挙戦を経てようやく登壇がかなっているわけです。諸先輩方におかれましては合併の際、特例処置をとらず十分に絞ったと自負されていることでしょう。そのご英断に対しましては改めまして心から敬意を表します。そしてこれ以上の議席数の減については誰しも心中穏やかであろうはずはありません。しかしながら、更なる期待、それこそが民意なのです。議員2名の賛同を得て私方より提出させていただいた定数案16人がこれ以上ない絶対解とまでは申し上げません。しかし、極端な削減案も現実性を欠くものとして先ほど否決されたわけです。委員会審議の根拠としてあげられた4年前の合併協議会での合意事項、そのバックグラウンドにある趣旨、論旨をくみ上げつつ今現在の民意をおもんばかり、議員各位に妥当な議席数、議員定数を見極めていただきますようお願いを申し上げ賛成討論とさせていただきます。長々と失礼いたしました。
	末武議長	反対討論はありませんか。
		18番 高木堅君
	高木議員	反対の立場で討論させていただきます。先ほどの案件と同じですが、これは合併協議会等十二分に尊重した議会運営委員会で付託されてかなり練るに練って、そのあらゆる角度から参考資料等取り寄せたり、あらゆる角度から視点から見たわけでございますので、なお人口減というのは合併当初から今後はそういうあれになって行こうと、行くであろうという想定は皆さん当時の議員さんは持っていたと思います。なおかつ、そのうえで厳しい21名からまた次は18名というのを協議会で決定されたので、それに総括された意見に対する私は裏切ることは出来ませんので反対の立場として討論をさせていただきます。終わります。
	末武議長	17番 加地禎君
	加地議員	私は、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。今、小亀議員が詳細にわたりましてこの経緯そのものの時代に即応した答弁をせられたように思います。私も全く同感でございます。今、反対討論されました高木総務委員長に議席は横で並んでおりますけれどもこれが相反する意見になったわけでございますが、と申しますことは、合併協議会につきましても4年前にいろいろその時代に即応した、それで代表者が18ということで決定をいたしておるわけでございますけれども、今思いを振り返ってみますと今から4年前と今現在、非常にこの世界的にも日本の経済全ても変わっておる今日でございます。余談になりますけれども世界のソニーにいたしましても、世界のトヨタにいたしましても人数相当削減するという時代でございます。非常に厳しいこの今日でございます。そういうことを考えてみますと、こういう行政改革の一端で合併を3町が合併いたしました。スタートいたしました。

	加地議員	その時に１８名というその人数を決める時に旧満濃町、私も議席を持っておりましたけれども私は１８というのは相当私も反対いたし、最低１６ぐらいでやるのが妥当だということも申し上げたんですけれども合併協議会の代表の委員が１８ということで円満な立場の線をとったということで決めた経緯が私は頭に残っておるわけでございます。あまり少ないのは芸当ではありません。もうご承知のとおり宇多津町がもう数十年前から１０名の全国的に１番議席が少ない町でございます。そういうことを考えていろいろ聞いてみますと１０名ということになりますと委員会が１議員が２つの委員会に属するようでございますし、また、委員会を開きましても少数でありますから忌憚な意見があまり出ないと、そして座談的になるそれがマイナスということを聞いております。しかしながら議員定数が少ないだけにですね、歳費もよその県下よりは相当歳費は高いわけでございますけれども議員活動とするそういった特別の予算が計上出来て、議員そのものが活動するそういった面について予算を把握出来るということの利点もあるようでございます。ですから、ちなみにしてまんのう町が２万前後の今の状態でございますけれども１０名、１２名というのはいかがと思いますけれども、まあ今適当と考えるのは４年前にもう一度申し上げますけれども合併協議会において１８という謳い文句で決定をいたしておりますけれども、４年の歳月合併してからもう３年近くになろうといたしておる今日今から１年数ヶ月でこの議会も再選するわけでございます。そういうことを考えてみますと、１８から２名削減しまして１６名が妥当でなかろうかとそのようなことで小亀議員に賛同いたすわけでございます。是非ともそういうことで議員の常識ある判断を仰いでいただき１６名の議員でひとつ次の選挙にはそういうことでやっていただきたい。それが私は理想のまんのう町を描ける議会構成ではなかろうかと、そのような形で小亀議員に賛成いたします。以上です。
	末武議長	反対の討論の方。
	7 番 白川美智子君	
	白川美智子議員	私はその議員を少なくするそればかりが良いとは思われません。今、加地さんがおっしゃたように宇多津、それがその例であります。本当に私は多数の意見を集約するためにはやはり少なくすれば良いばかりではないと思います。それ以外に何でも節約出来るものはあると思われれます。以上です。
	末武議長	他に討論ありませんか。
	1 1 番 大岡克三君	
	大岡議員	賛成討論を行います。発議第２号 定数を１６とするものでございますけれども、私も旧町の時点で副議長という大役を仰せつかりまして合併協で決まった事項それぞれの立場はあろうかと思っておりますけれども、今般、合併してここ数年来先ほどから述べられておりますけれども時代は大きく変わっております。今年１年にしても国政についても大きく変わっております。そのような中で町

	大岡議員	民の方も行財政改革を求められておるところでございます。我々議員としても町民の声を町政に反映するという観点から、また自らの議席をただし、町執行部に対しても行革を進めて行くうえからも提案されております発議第2号について賛成をするところでございます。簡単ですけども以上です。
	末武議長	13番 松下一美君
	松下議員	13番 松下です。反対の立場で討論させていただきます。合併協議会でありますけれども旧の3町におきまして、その前の旧満濃町におきましても厳しい財政状況の中というのは十分勘案しております。そういう中で約9%ですか、3万円程歳費も減額しております。そしてまた定数につきましても合併協議会の中で当時の3町の38名の2分の1強であります。18名、定数はあくまでも18名、ただし初回に限り3人増の21名というのが合併協議会の中で決定事項であります。そういう中でやはり定数もやはり2分の1強に減しております。そういう中で各3町の町長あるいはまた議長そしてまた合併協議会の委員長そういう中、また学識経験者中で十分に議論されました結果でありますので、まだその1回の選挙もやっておりません。あくまでも最初は小選挙も設けるという特例でありましたのでやはりこれはもう1度選挙をやってそのあと議員の身分に係わることでありますので、14名、16名としっかりと議論すべきでないかと思います。以上であります。
	末武議長	これをもって討論を終了いたします。 この案件につきましては、非常にまんのう町を左右する重要な案件でございますので1時再開の目途をもって……。 (ここでやれ、やれ。……。) これより、発議第2号 まんのう町議会議員定数条例の制定について 平成20年6月議会提出 9月議会継続案件を起立により採決いたします。 本案に対する委員長の報告は否決であります。したがって原案について採決します。発議第2号 まんのう町議会議員定数条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 起立少数であります。 よって、発議第2号 まんのう町議会議員定数条例の制定についての件は否決されました。 ここで休憩いたします。再開は1時といたします。 休憩 11時59分 大岡議員 退席 再開 13時00分 休憩を戻して会議を再開いたします。

日程第 12	末武議長 栗田町長 末武議長 三好税務 課長 末武議長	この際申し上げます。 ただ今の議決により、議員定数を 16 人とする条例議案は否決されましたので、発議第 3 号 まんのう町議会議員選挙区条例の制定について 平成 20 年 6 月議会提出 9 月議会継続案件は議決を要しないこととなりました。 次の日程にはいります。 日程第 12 議案第 1 号 まんのう町税条例の一部改正についてを議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 ただ今上程されました、議案第 1 号まんのう町税条例の一部改正について提案理由の説明を申しあげます。 議案第 1 号については、個人の町民税の納期前の納付に関しましての税条例第 42 条の第 2 項を削除することによる、一部改正であります。詳細については税務課長に説明させますので、ご審議の上よろしくご議決賜われますようお願い致します。 税務課長 三好定君 議案第 1 号のまんのう町税条例の一部改正について説明させていただきます。 現在、固定資産税と住民税とに実施されている納税時の前納報奨金制度を住民税に限りまして廃止するために、まんのう町税条例第 42 条の一部改正を行う必要が生じたため本議会に提案するものであります。前納報奨金制度は昭和 25 年に税収の早期確保や納税者の納税意欲の高揚を図ることを目的に創設されましたが、その当時から社会情勢も大きく変化し、現在は金融機関等の窓口納付又口座振替等の普及等によりまして、納税者の自主納付に対する意識も浸透してきております。当初の目的も達成されていると思われます。その上前納報奨金制度は利用出来るのが普通徴収で全期前納できる人に限られておりまして、住民税の半数以上を占めております給料から天引きされております特別徴収の方については、適用されないという納税者間の不公平感も年々増大してきておるとい問題もあります。現在、住民税の前納報奨金制度は県下のすべての市で廃止されており、町においても今後廃止の方向ということではありますが、今回、中讃地区ということで仲多度、多度津町・琴平町におきましても 12 月議会で提案するという事を聞いております。厳しい財政状況の中、まんのう町においても廃止することによりまして新たに 300 万円程の財源確保が図られるということでございます。実施時期につきましては、来年度から始まります住民税の特別徴収制度に合わせるということで今回提案させていただきました。ご審議ご議決よろしくお願いたします。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。
---------------	---	---

日程第 13	末武議長	質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 1 号は総務常任委員会に付託いたします。 日程第 13 議案第 2 号 まんのう町ふるさと応援寄付条例の制定についてを議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君
	栗田町長	それでは、ただ今上程いたしました 議案第 2 号 まんのう町ふるさと応援寄附条例の制定についてをご説明申し上げます。 すでに御案内のとおり、今年 4 月 30 日地方税法等の一部を改正する法律(平成 20 年法律第 21 号)が施行され、その中で「ふるさと」に貢献したいという納税者の思いを実現する観点から、地方公共団体への寄附金についての税制が大幅に拡充されました。 これにより、いわゆる「ふるさと納税」が制度化されたわけですが、まんのう町では、本町の発展を願い、応援しようとする個人からの寄附金を財源として各種事業を実施し、寄附者のまんのう町を思う気持ちを実現化することにより、多様な人々の参加による活力あるふるさとづくりに資するため、本案を提案するものでございます。よろしく御審議いただきたいと思います。お願いいたします。
	末武議長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきますと思います。
	藤田議員	質疑はありませんか。 9 番 藤田昌大君 近年の社会情勢の中でちょっと質問だけしときますが、委員会で議論されると思いますので、基金のあり方です。基金の運用という言葉がでとるでしょう。運用というのがですね今一番社会問題になっいるわけですよ、多分この基金ではないとは思いますが、どね僅かな金額で。ただ運用という言葉それぞれの部分で利用されますよね、多分この中ではないとは思いますが。運用してその運用の中で赤字が出て、どうのこうのというのが非常に危惧されるんですよ、これからの時代は。まあそういった部分でちょっと運用についての議論をしていただきたいと思いますので委員会の方へ要望しておきます。以上です。
	末武議長 藤田議員	委員会要望でいいんじゃない。 はい、そうです。

日程第 14	末武議長	他に質疑ありませんか。 (なし)
	末武議長	これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 2 号は総務常任委員会に付託いたします。
		日程第 1 4 議案第 3 号 まんのう町ふるさと応援基金条例の制定についてを議題といたします。
		提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君
	栗田町長	ただ今上程いたしました 議案第 3 号の提案理由を申し上げます。 まんのう町ふるさと応援寄附条例に基づき寄附された寄附金を適正に管理し、運用するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 2 4 1 条第 1 項の規定に基づきまんのう町ふるさと応援基金を設置いたしたく本案を提案するものでございます。よろしく御審議いただき、御議決いただきますようお願いいたします。
	末武議長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。
		質疑はありませんか。
	1 3 番 松下一美君	
	松下議員	1 3 番 松下です。ただ今の議案第 3 号の第 3 条の 2 でありますが、基金に属する現金は必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるとありますけれども、今の金融状況の中なかなか私は理解に苦しむんでありますけど、どのように解釈されとんでしょうか。
	末武議長 齋部企画 政策課長	企画政策課長 齋部正典君 松下議員さんのご質問にお答えいたします。有価証券等に代えるというのは時代の流れによって、今は大変経済的に厳しい時代であります。まあ現金で持つこともあるかも知れませんが、やはり安定した管理をしていくうえにおいて定期また有価証券様々な管理方法があると思います。その時に即したような管理方法で寄付者の使用目的を明確にした条例として行きたいというふうに考えております。よろしくお願い申し上げます。
	末武議長	1 3 番 松下一美君
	松下議員	1 3 番 松下です。もし運用することがあれば慎重を期していただきたいと要望にしておきます。

日程第 15 日程第 16 日程第 17	末武議長	他に質疑ありませんか。
	19番 谷森哲雄君	
	谷森議員	寄附金を持って基金に当てるといことですが、なかなかこの寄付もなかなか集まらないかと思うし、そしてまたこれによります事業進めて行くにしても、なかなかこう基金では難しいのではないかと。まあそういうようなことで例えば町の一般会計から一部を基金に繰り入れてこの目的であります事業を推進していくとか、こういうことについてはいかがでしょうか。
	末武議長	企画政策課長 齋部正典君
	齋部企画政策課長	谷森議員さんのご質問にお答えします。基金はあくまでもですね、目的、その寄付者の希望でまんのう町のスポーツの振興に一部でも役立っていただきたいとか、経済的な活動とか、地域の振興に対してですね、その一部分の援助をするという気持ちですからその寄付者がですね、目的を決めて例えばスポーツ振興に役立っていただきたいとなればその基金を何がしかそういう方面の事業の中に充当さしていただくと、そういう気持ちをいただくということになります。よろしくお願い申し上げます。
	末武議長	他に質疑ありませんか。
	(なし)	
		これをもって質疑を終了いたします。
		ただ今議題となっております、議案第3号は総務常任委員会に付託いたします。
		日程第15 議案第4号 まんのう町 琴南高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について
		日程第16 議案第5号 まんのう町 琴南高齢者ふれあいランドの指定管理者の指定について
		日程第17 議案第6号 まんのう町 特別養護老人ホームの指定管理者の指定について
		以上、議案第4号から議案第6号までの3議案を一括議題といたします。
		提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君
	栗田町長	ただ今一括上程されました、議案第4号、議案第5号、議案第6号指定管理者の指定に関する件につきまして一括して提案理由を申し上げます。議案第4号 琴南高齢者生活福祉センター、議案第5号 琴南高齢者ふれあいランド、議案第6号 特別養護老人ホームやすらぎ荘の指定管理期間が平成21年3月31日に満了するに伴い、今回指定管理者を指定することにつき地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。3施設の指定管理者として指定する団体は、まんのう町長尾1102番地 社会福祉法人正友会、指定の期間は平成21年4月1日から平成26年3月31日の5年間でございます。よろしくご審議、ご議決賜りますようお願いいたします。

	末武議長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、議案第4号から議案第6号までの3議案に対しての質疑にはいります。 質疑はありませんか。 3番 本屋敷崇君
	本屋敷議員	この間、教育民生常任委員会の中のお話でもですね、多少指定に関する条項が変わってくるというお話があったんですけどもまんのう町の条例、指定管理者に関する条例の中にある、第4条指定管理者の指定を受けようとする団体は、事業計画書その他定める資料を添えてという部分がありますけれども、当然その資料が指定管理を継続していくうえでも必要な資料ですので、当然この5ヵ年の計画であるとか単年度の計画を質疑するうえにおいて、資料として添えていただけるのかどうかを質問いたします。
	末武議長 齋部企画 政策課長	企画政策課長 齋部正典君 資料というのはですね、これは11月20日に答申があったわけですが、指定管理者の審議会がございました。その審議会の答申をいただきました。その答申をいただくにあたって5名の方の審議委員さんに諸帳簿とか様々な事業計画、そういうものを全て見ていただいて決算書等も見ていただきましたうえで答申をいただいております。なお、その資料等も勿論保管をしております。 この資料の取扱につきましては大変微妙な立場にあります。要はその資料自体はその会社が経営していくうえでのノウハウがはいっているということになります。ですから取扱には大変注意をする必要があるのかなあと思います。要は指定管理者、公募例えばしたとします。そうしますと例えば複数者が募集をしてくる時には、その相手よりか勿論いい提案をしてくるわけですが手の内を公開するということは出来ません。ですから今いっております内容を公開かけることは出来ません。あくまでもその審議委員さんの中において評価をしていただいくものというふうに考えております。よろしく申し上げます。
	末武議長 本屋敷議員	3番 本屋敷崇君 先ほど課長が言われたこともわかるんですが、指定管理者をして行くうえにおいて今回5ヵ年という年月を指定管理するにおいてですね、町としてこの施設をどう使いたいのか、それでどのような事業者に指定していただきたいのかというのは当然決める義務がありまして、それを第2条においては公募にすると、しかしながら第3条においては第2条をするまでもなく第3条の中で町の第3セクターであるとか、そういう団体でそれが賄えるのであればそこに指定管理をお願いすることが出来るというふうになっております。ですから2条にあれ3条にあれ、当然町としてこの施設をどう使うのか、どう使って欲しいのかという部分を指定者側にもですね、明示する必要があるんだと私は考えるんですけども当然それがあつたうえで今回第3条の規定を運用しての正友会への指定管理ということになつてと思うんですけども、当然その前段であるそのこの部分の書類というものがなければです

本屋敷議員	ね、第3条を適用すべきなのかという部分も必要かと思いますのでそのあたりをですね、資料というものは出来れば議会へも提示していただきたい。でなければ正友会の方に指定管理しますというだけでは議会側としても判断に苦しみますので、その資料はいただければと、まあ今までの3ヵ年のですね、審議委員会の資料もすべて参考資料になりますのでそれも据えてうえでの議会内での議決という形にするのが当然ではないかと思うのでよろしくお願いします。
末武議長 齋部企画 政策課長	企画政策課長 齋部正典君 本屋敷議員さんの再質問にお答えします。確かにそのとおりでございます。議会の方にですね、出来る限りのわかりやすい資料100%というわけにはいかないかも知れませんが、出来る限り出せるものは出していくべきだというふうに私どもは考えております。また、今、いわれましたように公募、非公募のお話もございますが、その非公募の考え方につきましては健康増進課の方が担当しております。そちらの方から考え方を述べさせていただきます。
末武議長 細川健康 増進課長	健康増進課長 細川憲志君 本屋敷議員の質問にお答えします。3施設について非公募とした理由について申し上げます。琴南高齢者生活福祉センター、琴南高齢者ふれあいランド、特別養護老人ホームやすらぎ荘のそれぞれの施設は旧琴南町時代に高齢者福祉施策として建設運営されてまいりました。現在、高齢者生活福祉センターにおいては12名の方が入居利用されております。また、高齢者ふれあいランドにおいては給食サービスの提供及び通所介護サービス、いわゆるデーサービスですけども施設として毎月465名程度の方が利用されております。やすらぎ荘においては入所者35名の方が利用されております。利用者の方の殆んどがまんのう町の住民でございます。ご存知のように現在、社会福祉法人正友会に指定管理をお願いし運営している状況でございます。まあ、今回の指定管理者の指定につきまして非公募といたしましたのは、既に入居者、入所者、利用者がおいでになること。利用者の混乱を招かないように進めたいと。2番目としまして社会福祉法人正友会の運営については利用者からの苦情も聞いておりませんし、経営状態も良好であるとお聞きしております。3番目に町内に現在のサービスの提供、運営が可能な社会福祉法人の団体がないということ等から内部で検討した結果、非公募とすることといたしました。以上です。
末武議長	他に質疑はありませんか。
藤田議員	9番 藤田昌大君 今の細川課長の答弁と齋部課長の答弁十分理解できます。こういう特殊な地域の中でですね、指定管理者にしようとするればもうこういうところしかないと思うんですよ。ただ、私たち議会の立場でいいますとですね、議会の中には条例というのがありまして条例の中で運営されていきながらやるようなんです。ですから、例えばこの琴南ふれあいランドの部分について9条、10条の部分

藤田議員	にですね、指定管理者を想定した条例形成になっていると思うんです。そういった中で議会がチェックする場合にですね、町長にいいながらやるのか、その辺が条例とのですね、絡みを条例と指定管理者の責任者との絡みはどこまで効力があってどこまで言えるのかということですね、明らかにしとかんと、これは官であって民へ行きながらですね、実際は官の仕事やと思うんです、その辺明らかにしとかんと、もう任せてしもたから正友会が全部するんやではないと思うんです。町の施設ですからね結局は。その辺明確な答弁が出来ましたらお願いしたいんですが。条例との絡みです。
末武議長 齋部企画 政策課長	企画政策課長 齋部正典君 藤田議員さんのご質問にお答えします。おのおのの公共施設を指定管理にだすにあたって全ての施設には設置条例がございます。その中に独自の設定、町とその施設またそれをだすにあたっての、指定管理にだすにあたっての制約等も全て条例ごとに記載をされております。そこで責任の分解点をはっきり設けておりまして町としても施設を持っているのは町でございますので、その辺の責任は条例の中に謳っております。以上でございます。
末武議長	他に質疑はありませんか。
大西豊議員	15番 大西豊君 今説明がありましたが、この施設について優秀な企業を指定管理されるんだと思いますけど、この企業の組織、役員体制はどのようになっておるのか、それと先ほど本屋敷議員が質問しとりましたけど審議会の規則7条には直近の3カ年の事業実績報告書、審議しなければならないことになっておりますけれども具体的にどのように審議されたか、まんのう町のホームページには可ということにされておりますけれども具体的に直近の3カ年間の事業実績報告書をどのような形で審議されたかどうか。お願いします。
末武議長 齋部企画 政策課長	企画政策課長 齋部正典君 大西議員さんのご質問にお答えします。指定管理者の審議会を開催するにあたりまして、各応募者から事業計画書等だしていただきます。そういう中でそれを聞き取り、ヒヤリングをしながら審議委員さんから様々な質問をしながら資料等を見ながら問題点、疑問点様々な点をお話し合いをしていただく。そういう中でその事業者の方からそういう計画、今いわれましたように3年間の実施報告書等の資料を取りまとめをいたしまして、不足資料としてかなりの資料がございます。不足資料としてテーブルと申しますか、その現場にもって行き皆さんに資料としてこういうのがございますというお話で、ご質問があればその都度それを公開かけていくという形をとっております。以上です。
末武議長	役員の体制・・・。 企画政策課長 齋部正典君

齋部課長 齋部企画 政策課長 末武議長	役員の体制ですが、今の審議をいただいておりますのは琴南のやすらぎ荘の関係のお話の中の役員の体制でしょうか。 (今、議題はなんですか。議題は・・・。) そうですね。やすらぎ荘の関係ですね。はい。これは琴南のやすらぎ荘でございますので私共出資法人ではなく健康増進課の方 からのご回答になります。よろしくお願いします。
	健康増進課長 細川憲志君 正友会の役員の体制・・・。 ここで40分まで休憩いたします。 休憩 13時32分 休憩を戻して会議を再開いたします。 答弁者がおりませんのでここでまた10分休憩いたします。 再開 13時40分 休憩 13時40分
細川健康 増進課長 末武議長	休憩を戻して会議を再開いたします。 健康増進課長 細川憲志君 大変失礼しました。大西豊議員の役員についてのご質問にお答えします。正友会の役員が長谷川純子理事長他、理事6名、含ん で6名です。監事が2名、それからやすらぎ荘の施設長ですけども長谷川智一さんとなっております。以上です。 15番 大西豊君
大西豊議員 末武議長 細川健康 増進課長	あの、子供に質問しよんでないんやから組織について役員についてを、結局今から5年間どんな立派な会社であつても指定する わけですから。我々の税金を投入するわけですからきちんと名前は報告していただきたいと思います。この案件については昨日も 他の課長が来て質問することを言うとし、今日の朝9時過ぎにも議会が始まるまでに下さいよ言うことをちゃんと申し出とりま すので、そなんいい加減な答弁されたら困ります。それとまだ答弁されてないですよ。あの直近の3ヵ年の事業実績報告、具体的 などんな資料だしましたか言うことを聞いとんだから。そんなことぐらい、あの先ほどもあやふやな答弁でしたけど具体的にどう いう書類であつたか発表して下さい。 もう一度役員の名前を。細川憲志君 大変失礼しました。そしたら役員の名前ですけど読み上げさせていただきます。理事長が長谷川純子さん、理事が篠原正美さん、 都村忠弘さん、糸川勇さん、村田由紀さん、川西基雄さん、監事が今田昭さん、もう一方、山下光男さんとなっております。

末武議長	やすらぎはもうないんかい。
細川課長	いや、正友会です。
末武議長	正友会。はい。はい。
	そしたら経緯について。
	企画政策課長 齋部正典君
齋部企画 政策課長	大西議員さんのご質問にお答えします。提出資料関係でございますが、定款及び組織の規約、役員名簿、設立登記簿謄本の写し、運営方針、事業運営計画、収支計画、3年間の事業報告及び決算報告書、これ勿論3年間の事業報告書及び決算報告書を提出していただき、その他の関連資料もまとめて提出をしていただいて審議会、指定管理の審議会に付しておりますことをご報告いたします。
末武議長	他に質疑ありませんか。
	15番 大西豊君
大西豊議員	くどいですが、我々議会は提出された議案について審議また付託された案件、専門の委員会するわけですけど相手の会社がどういう人によって経営されとるかいうことを判断する材料として組織ということは、やはり住所、氏名というのは常識だと思います。社会一般通念上。それによってそれぞれ議員がそれぞれの立場で判断するんで、このことについても先の議会運営委員会においてきちんと答弁するということを議長を通じて申し上げ、ちょうど町長がいなかったんで副町長の方からそれはちゃんとして答弁するということでの返事をいただいておりますので、相当な高額報酬をもらいよんですから当たり前だと思います。議長の方から再度、私が質問しとることについてきちんと答えるように示して下さい。
末武議長	健康増進課長 細川憲志君
細川健康 増進課長	失礼します。理事長長谷川純子さんの住所ですけれども、善通寺市善通寺町2005-95、篠原正美さん、綾歌郡宇多津町1913-2、都村忠弘さん、仲多度郡琴平町298、糸川勇さん、丸亀市中府町2丁目4-48、村田由紀さん、東京都調布市若葉町3-18-4、川西基雄さん、小豆郡土庄町湊崎甲2212-2、監事、今田昭さん、仲多度郡琴平町榎井451-4、山下光男さん、仲多度郡まんのう町川東589番地となっております。以上です。
末武議長	齋部課長、もう一度今朝も行き、昨日も行きということで念をいれて大西君もやっておりますので、もう一度経緯をよろしくお願いします。
齋部課長	大西議員さんのご質問にお答えしますが、事業実績等のお話でございますが条例にもありますように、それに照らし合わせまし

	齋部企画 政策課長	て申請書類内容といたしましては先ほど申し上げましたが、定款及び組織の規約、役員名簿、設立登記簿謄本の写し、運営方針、1年であれば1年の運営方針、また事業運営計画、複数年度であれば複数年度の事業運営計画。収支計画、3年間の事業報告書及び決算報告書を指定管理になろうとしておるものに対して提出を求めているものでございます。なお、私、企画政策課の方は出資法人の担当でございます。出資法人ことなみ振興公社、仲南振興公社の書類等の審査等と申しますかは把握してございます。やすらぎ荘の方につきましては健康増進課でございますのでよろしくお願い申し上げます。
	末武議長	なお、大西議員の質問に対しましては、私も不行き届きの点もありまして執行部とうまく疎通が出来てなかったことをお詫びしたいと思います。
		他に質疑ありませんか。
		4番 白川年男君
	白川年議員	今の中で篠原正美さんは実在しとんですか。
	細川課長	実在しとります。
	白川年議員	はい。宇多津の・・・。
	末武議長	他にありませんか。
		(なし)
		これをもって質疑を終了いたします。
		ただ今議題となっております、議案第4号から議案第6号の3議案は総務常任委員会に付託いたします。
日程第 18		日程第 18 議案第 7 号 エピアみかどの指定管理者の指定について
日程第 19		日程第 19 議案第 8 号 まんのう町 琴南健康ふれあいの里の指定管理者の指定について
日程第 20		日程第 20 議案第 9 号 まんのう町 琴南高齢者婦人活動センターの指定管理者の指定について
日程第 21		日程第 21 議案第 10 号 大川山キャンプ場の指定管理者の指定について
日程第 22		日程第 22 議案第 11 号 まんのう町福祉施設美霞洞温泉の指定管理者の指定について
		以上、議案第7号から議案第11号までの5議案を一括議題といたします。
		提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君
	栗田町長	ただ今上程されました、議案第7号から議案第11号までの5議案につきまして、指定管理者の指定に関する件について一括して提案理由を申し上げます。

栗田町長	議案第7号 エピアみかど、議案第8号 健康ふれあいの里、議案第9号 高齢者婦人活動センター、議案第10号 大川山キャンプ場、議案第11号 美霞洞温泉の指定管理期間が、平成21年3月31日を以って満了するに伴い、今回、指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものです。 5施設の指定管理者として指定する団体は、まんのう町川東2355番地1 財団法人 ことなみ振興公社、指定の期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間とするものです。よろしくご審議いただき、ご議決いただきますようお願いいたします。
末武議長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、議案第7号から議案第11号までの5議案に対しての質疑にはいります。 本案件は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。
本屋敷議員	3番 本屋敷崇君 前にですね、全員協議会において指定管理者のお話が出た時にですね、コンサルタントの会社の方にコンサルタントをしていただきましたけれども、その時のお話中にも付随しますけども今回1年間の指定管理を延ばすということにおいてですね、コンサルタント会社の方がどのような改革を行う予定であるかというものは作りますという部分があったと思いますが、指定管理にあたってですね、こういう改革をするので1年間伸ばしますという資料はいただけるのかどうかだけお願いします。
末武議長 齋部企画 政策課長	企画政策課長 齋部正典君 本屋敷議員さんのご質問にお答えいたします。現在、経営改善のためにですね、中小企業経営診断士によって今診断をしていただいている真っ最中でございます。その診断をした結果これからの方向性というのは議員の皆様方にご提示をさせていただくこととなります。よろしくお願い申し上げます。
末武議長 本屋敷議員	3番 本屋敷崇君 すいません。提示していただくのはありがたいんですけど、それがいつぐらいかということ。今回なのかという話をお願いします。
末武議長 齋部企画 政策課長	企画政策課長 齋部正典君 失礼いたしました。提示の方ですが時間的には12月末までにですね、まず聞き取り、今の現状、公社の事実上の調査、把握を今いたしております。これに基づきまして2月一杯ぐらいにかけて、じゃそれに対する対応策、改善策というのを提出していただ

齋部企画 政策課長	きます。提出していただきしだいに両公社にも勿論緊急の役員会また理事会等をお開きいただきそういう旨のお話等をさしていたいて両公社の新年度、例えば今回皆さん議会のご同意が得ればですね、その旨の方向性を役員会、理事会の中でお話をしていただくことになります。その書類が出てきしだいに議会の方にもご提出さしていただくということです。
末武議長 本屋敷議員	3 番 本屋敷崇君 もう 1 点だけなんですけれども、あの指定管理を受けるという側のことなみ振興公社、仲南振興公社、ちょっと議案がちがいますが、コンサルタントの診断士がだす改革を当然受ける旨があるということでの、この指定管理者を受けるということだと判断してよろしいでしょうか。
末武議長 齋部企画 政策課長	企画政策課長 齋部正典君 本屋敷議員さんの再質問にお答えいたします。基本的には大変経営が厳しい状況が皆さんご存知のとおりでございます。よって今回、中小企業の診断士にはいつていただいたわけでございますので、そこで経営改善策をご提示いただいて出来る限りのその経営改善策にそった経営をしていかないことにはですね、逆にいえば来年の指定管理の受けるお話の中で公募、非公募またその次にあるかわかりませんが統廃合の話ともそれに絡んでこうかと考えております。よって両公社においてはビックバンからの経営改善策これに対しては真剣に向き合っていたいただくことになると思います。
末武議長 谷森議員	1 9 番 谷森哲雄君 議案第 9 号のまんのう町高齢者婦人活動センターでございますが、この分の指定管理いわゆる管理はことなみ振興公社と、まあこういうことでございますが、ここの設備で木工工芸部門は地域の方あるいは近隣の方が利用活用いただいておりますが、その横に併設しております農産物の加工とかこういう設備があるわけですが、ただ今のところ豆腐を加工しているやに聞いておりますが味噌とか醤油もここで出来ると。そういうことで、当初、琴南町時代に地域のご婦人の方あるいはいろんな方にご利用いただくとそういうような目的でこれを作ったかと思うんですが、そういう農産物の加工とかこういうことについてはいかがお考えでしょうか。
末武議長 齋部企画 政策課長	企画政策課長 齋部正典君 谷森議員さんのご質問にお答えします。現在その施設におきましてはですね、豆腐、あげの製造を行っております。公社が、公社にご依頼を申し上げてやっけていただいている関係上ですね、様々なところに手をのばすと費用対効果が悪くなるということもあって、今その 2 品目に絞られているものと私共は判断しております。
末武議長	1 8 番 高木堅君

	高木議員	あの、この公社について先だって全協だったと思うんですけどコンサル等入れて、今各方面で事業の経営診断といいますかそういった形をとっているんですが私の聞き違いか知らんけど、12月には報告できるやろうという認識しとったんですけどはつきりどうこうでなしに、先ほど言われよったように本当に今景気がこいな状態で悪化しておりますので実情はわかるんやけど、概ねこういった点に差しさわりのない点これまた委員会では突っ込んでやらないかんのやけど、もう本会議でこれ大体皆さんに知っていただいとった方がええんでないかと思うんやけど、概ね大体、こいなこいなというような具体的な出てきた方が一步でも早く、1時間でも早く経営改善が図れるんでないかなあと、そういう認識でおりますので全然あれからも時間もたっておりますのでやはり中間的な報告はあってしかるべきでないかなあと私はそういう認識をしておりますし、なおやっぱり振興公社等がこれから改革していってもらって、やはりそこで働く人の従業員のやっぱり身分とかそういうことを十分確保できるような方向付けをしていくのが目的でありますので、景気が確か悪いのは認識しております。その中でのやり繰りをどうやっているのかなというような分がやはりコンサルの方ではどのような状況に捕まえておるのかというのが、中間的な報告で言われた方が本会議で言われてくれとる方がまた委員会があっても委員長報告のあと、どいな分いうたんや、こいな分いうたんやとまた聞かれたらいちいちうっとおしいきん、今日この場で言うてくれとる方が明解に簡潔に皆さんが理解できるんでないかとそういう判断をしとります。なお、差しさわりがなかったら是非とも今の中間報告的なあれで結構ですから担当課の方で説明いただいたら大変ありがたいと思っております。以上。
	末武議長 齋部企画 政策課長	企画政策課長 齋部正典君 高木議員さんのご質問にお答えします。現在のビックバンによります経営改善策の進捗状況でございますが、12月先日、12月の頭でございますが全ての公社の施設また施設の確認チェックですね、従業員さん、また管理者の方々の聞き取り、ヒヤリング等が全て終わったということでございます。今、全てそれを整理まとめてそれに対する今度対策、経営改善の実は12月中に書類の取りまとめをして今時間的な調整が実は入っております。私共の方との書類の取りまとめをしてですね、こういう形で書類ができました。行政側としてもこういうのでどうですかと、それが出来次第に委員会等また場合によったら全協等に現在の進捗はここまで出来ております。これを元に経営改善策が出てくるという形になってこようと思います。まあ2段階を私どもは考えております。よって整理統合した段階ですから例えば全協をお願いするとすれば1月の中旬あたりにはお願いをしてというふうには考えております。よろしくお願い申し上げます。
	末武議長 高木議員	18番 高木堅君 あの、これ我々議員全員そうと思いますが、とにかくこの振興公社等のやはり、どよんしたら成功するかということに本当にあ

高木議員	のいろいろ真剣に考えておりますので、今課長いわれたようにあの素直に受け止めときたいんですが、出来るだけこの本会議が最終日ぐらいには経緯等も大体概ねヒヤリング等済まして取りまとめよるといよんで、あるのならばやはり議会全体にそれ全協でも結構ですから本会議に間に合わないのなら全協でも結構ですからやはり報告していただきたい。そしてやはり我々議会もその公社またそういった、えらい目しておる方々と共にですね、やはりこう少しでも改革して中身の濃い今後の運営にあたってもらいたいという気持ちでおりますので、その辺十分ご理解いただいて一刻も早く時間が延びるばずつ、これ、はよいうたら傷口が大きくなるという可能性もありますのでよろしくお願いしときます。以上。
末武議長	よろしくをお願いします。
	他にありませんか。
	9 番 藤田昌大君
藤田議員	議案第 1 1 号の美霞洞温泉の絡みについて、昨年の中でですね、美霞洞温泉の日帰り入浴が中止になったということを聞いておるんですが、その分の行政手続きの部分で町が絡む部分と、指定管理者の部分で決める部分とどういった部分でそうなったかいうですね、ちゃんとした例えばその審議会なりそういった議論をされたのかいう部分と、それと例えば受ける時に日帰り入浴は可能にしますよとかですね、いろんな部分があるだろうと思うんですがそれらについてですね、多分今の現状のままの請負契約やろうと思いますけれども指定管理やろうと思いますけれどもそれに基づきますと条例の中ですね、別表の改正も一切出て来てないようでありますし、美霞洞温泉についてはですね、神野地区も 3 湯めぐりいうことでかりん温泉、塩入温泉 3 つ行った中で非常にエピアと美霞洞の部分で昔の人は美霞洞温泉を非常にこだわっている人が多いですよね。それで日帰り入浴を止められたとそういう部分でどうなっとなやという声がありますので、その行政手続きをちゃんとしたならばこういう審議会を経てやりましたよとかね、そういった部分をちょっと明らかにしていただいて、今後もどうなるのかいうのもちょっと報告願いたいと思います。以上です。
末武議長	副町長 佐野利昭君
佐野副町長	ただ今の藤田議員さんのご質問にお答えをいたします。議員さんご指摘のように今年ですね、昨年でなく今年の 6 月から今まで管理しておった美霞洞温泉、エピア同施設でやっていくというのは大変経理上も厳しい環境におかれておりまして、やはりおんなしものやって行くというのはこれは無理があると管理会、評議会等で理事会、評議会等で話がおきまして、じゃ入浴の時間を 8 時からおんなしようにスタートするのでは問題があるから、それを少しでも燃料費を節減するために宿泊者を中心にし、一般客は夜の風呂が空く 4 時からの入浴にお願いしたい。それで昼間の温泉の燃料費を節減したいということでやっております、若干、今条例の中の運営時間等の問題も出てこようかと思いますが、もし手落ちがあれば早急に直して行きたい。このように思っ

佐野副町長	ておりますけど管理運営上の時間設定であるというふうな認識の中で理事会、評議委員会をお願いを申し上げたところでございまして、その手続きについての再度確認をいたしてみたいと思います。
末武議長	他に質疑ありませんか。
大西豊議員	15番 大西豊君 先ほどいろいろ質問がございましたが、組織についてはこれ昨日齋部課長から私の方に持ってきていただいて概ねわかるんですけど、いろいろあの琴南地区の住民の方から聞くのは、農産物をこしらえてでも出させない。どうやったら出せるんだろうかという複数の議員からもお聞きしておりますけど、ことなみ振興公社指定管理者いろいろ、もれ聞いとんどすけど事実かどうかわかりませんが、指定管理者へ管理をしてまた一般の有限会社へまた貸しをしておるようなことをお聞きします。これは事実かどうか。それともう一つは、前の委員会において10万円で一般の有限会社へ貸しているということで、それは10万円は水道光熱費を含めてのもんか別のもんか、それと仲南振興公社あとでも出てきますけど仲南振興公社の農産物については13%の手数料をもらっておりますけれども、琴南の場合はそれがどのようになっておるのか。あの今回もこれ執行者のごり押しのような形で1年、1年延長とかいろいろことしとりますけど、やはり先ほども高木議員も本屋敷議員も言われよりましたけど全員協議会においては12月までに議会に報告しますということやったん。こういう議案を承認さすのであればその前にやっぱりそういう資料が出とって当たり前のことであって、極端に言えば私は個人的な意見として継続審議にさせていただいてきちんと出てから後にしても僕は遅すぎはしないかと思うぐらいです。まあそういう意味で具体的に、今琴南地区とか新しいまんのう町の人が、エピアみかどの農産物展示場へ、すんなり農産物を展示できるのかどうか、それとエピアみかど指定管理者から後にまた有限会社へ貸しとるということを間接的に聞いとりますけど、本当に貸しとんかかどうか。それが10万円であつたとすれば水道光熱費全部含めてのものか。それは別にもらつとるもんか。お伺いしたいと思います。
末武議長	副町長 佐野利昭君
佐野副町長	ただ今の大西議員さんのご質問にお答えをいたします。一応、振興公社の方へ施設をお預かりしそれから有限会社清流の里へお貸しをしておるといふのが実態でございます。それで使用料の10万円の中に光熱水費が入っておるのかという分につきましては入っておりません。別個です。それとまた、出品者が出したくても出せないというふうな状況があるがという話でございますが、これは有限会社清流の里の方で出品者クラブ、その有限会社の会社でなくしてそこへ品物を出す出品者会というのが年間会費を納めて運営をしておるような状況でございますのでその点ご理解をいただきたいと思います。
末武議長	15番 大西豊君

	大西豊議員	今、佐野副町長指定管理者からご答弁がありましたけれども、そういうことであれば琴南地区の住民の方にもわかりやすく私は説明すべきだと思います。当の地区の方がそういうことで困っておる。どうなっとなんだということを私も基本的にはまんのう町の住民であればいろいろ入会方法あると思うけど出せるということでご説明はしておりますけど、今佐野副町長はそういう答弁されておりますけども現実問題としてそうではないですよ。それはな。やはり、住民の方が不安に思っとるということは、やはり指定管理者に貸して有限会社に貸すならば、そこの意向によって制限されると思いますよ。なんぼそういう門戸を広げとるということであってでも。そういうんであればもう最初から指定管理者を、やっぱりそういう部門についてはそういう専門の方に渡せばいいんだと思いますよ。だから無理があると思います。そういうことも含めてこの案件については総務常任委員会で、そういうところも含めて審議をしていただき本当に私は委員長にお願いしたいのは、その答申が出てから結果を出していただきたいぐらいの気持ちです。それともう1点お伺いいたしますけど、本来なら自分内で例えばこういう制度のもとで審議委員会があつたり、評議委員会があつたりまた町職員の評価委員会があつたり、沢山のところでチェックしながらしとる中で、もうどっちゃこっちゃいかんきんいうてコンサルへこの間100万、今度180万たのんで、果たして私はその費用はもう捨てるようなものだと思います。例えばあのこの昨日課長からいただいた役員の名簿を見てでも、おそらく役員の報酬がただであってもこれ14人もの役員がおれば1回会を招集したらおそらく3千円なり5千なり交通費なり費用は実際にいると思うんですよ。0円なら0円というてくれたら結構ですけど、2年ぐらい前に指摘したんですけどメンバー見たら内々のメンバーばっかしで、この間も指定審議会云々にいうた時にも、佐野副町長と課長が変わったぐらいで、やはり世の中の体制は外部監査制度だと思いますので、いくら内々ばかりで審査したって評価したって先ほど申しましたように会計事務所が毎年このままでやっていけない、赤字だといいいながらその改革案に反映されとらんですけど、本年度は4月から今日現在まで経営計画、指定管理者の指摘を忠実に守って経営に反映しているのかどうか、お伺いします。
	末武議長 佐野副町長	副町長 佐野利昭君 大西議員さんの再質問にお答えをいたします。我々公職にあるものが役員になっておる場合には費用は出してはおりません。ただ一般の方に費用弁償的に足代は出しております。それと経営の改善計画が出るまでもなく現状が大変厳しい状況でございますのでことなみ振興公社といたしましては、既に今までにもう3名の方に退職をしていただきました。これは自らが引かれた方もおりますし、引いていただいた方もおります。そしてシルバー委託等を出来るだけ節減して、公的ずっとシルバーを雇うというのは1人の人は雇えないというふうな方向に法制的に変わったようでございまして、そういう点も利用いたしまして人を減らしておると。ですので改善計画が今後どういうふうな形で出ようにもかかわらず、我々は我々としてどう改善していくかということについ

	佐野副町長 末武議長	ては努力している状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。 他に質疑ありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第7号から議案第11号の5議案は総務常任委員会に付託いたします。
日程第23		日程第23 議案第12号 まんのう町 塩入ふれあいセンターの指定管理者の指定について
日程第24		日程第24 議案第13号 塩入ふれあいロッジの指定管理者の指定について
日程第25		日程第25 議案第14号 塩入ふるさと研修館の指定管理者の指定について
日程第26		日程第26 議案第15号 塩入健康センターの指定管理者の指定について
日程第27		日程第27 議案第16号 まんのう町 仲南特産品センターの指定管理者の指定について
日程第28		日程第28 議案第17号 まんのう町 仲南道の駅交流センターの指定管理者の指定について
日程第29		日程第29 議案第18号 二宮忠八飛行館の指定管理者の指定について
		以上、議案第12号から、議案第18号までの7議案を一括議題とさせていただきます。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君
	栗田町長	ただ今上程させていただきました、議案第12号から議案第18号までの7議案の指定管理者の指定に関する件について一括して提案理由を申し上げます。 議案第12号 まんのう町塩入ふれあいセンター、議案第13号 塩入ふれあいロッジ、議案第14号 塩入ふるさと研修館、議案第15号 塩入健康センター、議案第16号 まんのう町仲南特産品センター、議案第17号 まんのう町仲南道の駅交流センター、議案第18号 二宮忠八飛行館の指定管理期間が、平成21年3月31日を以って満了するに伴い、今回、指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものです。7施設の指定管理者として指定する団体は、まんのう町追上424番地の1 有限会社仲南振興公社、指定の期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間とするものです。よろしくご審議いただき、ご議決いただきますようお願いいたします。
	末武議長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、議案第12号から議案第18号までの7議案に対しての質疑にはいりません。 本案件は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。

	末武議長 大西豊議員 末武議長 齋部企画 政策課長 末武議長 大西豊議員	質疑はありませんか。 15番 大西豊君 この件についても資料をお願いしとりましたけどいただいておりますので、振興公社の管理組織、役員の体制について伺いをいたしたいと思います。それと会計事務所の決算報告の所見によりますと、あのちょっと書いてある文面を見ますと、平成20年の5月に出した山下会計事務所からの内容によりますと平成19年度の赤字の原因は田岡社長から交代期ということもあり、管理職が1名増えたことや給与体系の見直しがあり、人件費が全体で610万2千円増加したことが大きな原因と思われております。ということが言われており今期については、管理職1名、従業員1名、パート1名、黒字決算になると思われるということで書かれておりますけれども、こういうことも含めて今現在どのような状態になっておるか伺いたいと思います。 企画政策課長 齋部正典君 大西豊議員さんのご質問にお答えします。仲南振興公社の役員構成でございますが会長が田岡英則さん、代表取締役藤保秀一さん、取締役まんのう町長栗田隆義さん、あと取締役千葉宗和さん、取締役山下強さん、取締役平田政人さん、監査役で山内茂さんに入っております。住所につきましては、今全員の方の把握が出来ておりません。申し訳ありませんが3名の方の把握になっております。ご必要でございましたら休憩をさしていただきまして調べさせていただきたいと思っております。なお、5月の所見、会計士の所見に対してどのような今現状かということでございます。一般質問にもお書きいただいておりますが、概要を申し上げますと9月末の半期の資料をいただいております。当初、思っていたよりかは昨今経済事情大変悪くなっております。今現在は多少油、原油等は下がっておりますが景気の低迷、世の中が冷えております。客の動きも他の市町の温泉等も確認しましたが、かなり減っているということをお聞きしております。まあそういうところで少し予定計画よりかはマイナス傾向かなあというふうに考えております。情報的には産直市の方は昨年よりかパーセントが上回っているということをお聞きしておりますが、温泉の方が少し数パーセント落ちているというのが現状でございます。なお、1人でも多くの方のご来場をいただくために様々なPRまたポイント制度の活用等を考えて企業努力をしておるのが現状でございます。また、職員についても出来る限りの正規職員を少しでも減らすというのはおかしい言い方ですが、職員にいたしましてもシルバーとか嘱託で対応できるものはそれでいくし、出来るところはシルバーも切っていくというような形を今現在とっておるところでございます。よろしくお願い申し上げます。 15番 大西豊君 ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、管理者というのは役員のことを管理者いうとんだらうと思うんですけど、違うんですか。
--	--	---

大西豊議員	今見たら、何か会長さんを1人増やしたわけですか、これ。今まで会長さんという名前は聞いたことないんですけど。それと今半期いよったけど規定によりますと、四半期ごとの事業報告、もうちょっと詳しく報告をいただきたいと思います。
末武議長 齋部企画 政策課長	企画政策課長 齋部正典君 大西豊議員さんの再質問にお答えします。仲南振興公社におきましては商法法人の有限会社仲南振興公社でございます。役員会を開きその役員会の中で取締役等の役員の選任をされて組織だてをし、法務局で登記をされるという形になります。よって今回その中に会長職を1名設けておるわけで非常勤的な会長職を設けておるところでございます。それと経営のお話、現在の経営状況のお話でございますが、今は確かに12月でございます。四半期ごとの報告であれば第3期に入っているということでございますが、基本的には第3期12月が終りその後に整理をして税理士はその都度の監査を行って1月に3期の数字があがってくる。今の段階では3期今の現状の12月の途中になりますので、あくまでも第2期までしか正確な数字はございませんのでご理解をいただきたいと思います。
末武議長 川原議員	16番 川原茂行君 あのこの件についてはですね、まんのう町議会が委員会主義をとっていて総務常任委員会に付託しておるわけです。したがってこの先の美霞洞の件とこの本会議場で問うことは類似しておりますから、この件についてはこれ以上突っ込んだ話をするのは総務常任委員会に付託するという事で議事の進行を願ったらと。議長の判断でこれは言うてええか本会議でやるべきかどうかきちんと判断してやって下さい。お願いします。
末武議長 大西豊議員	15番 大西豊君 もう一つだけ答弁漏れいうのか、さきほど総務常任委員長の方からいろいろ問題点を聞いていただきたいということを甘えて聞いておりますので、もう最後ですけど役員は1人増えたのかどうか、山下会計事務所によるといろいろ職員を減したり、管理者を減したり言うことを書いておりますけど、役員の数、以前は代表取締役田岡英則さん、山下強さん、千葉宗和さん、平田政人さん、栗田隆義町長、道久貞雄さんになられておったんですが、これから元職員の藤保さんが取締役社長になられたと言いましたけど、6人から7人体制になったんかどう、それだけ最後にお伺いします。
末武議長 齋部課長 末武議長	企画政策課長 齋部正典君 大西議員さんのご質問にお答えします。6人から7人体制に、現状は7人体制でございます。 これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第12号から議案第18号の7議案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第 30	末武議長	日程第 30 議案第 19 号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について
日程第 31	栗田町長	日程第 31 議案第 20 号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について以上、議案第 19 号、議案第 20 号の 2 議案を一括議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 ただ今一括上程されました、議案第 19 号、20 号についてご説明を申し上げます。 まず、議案第 19 号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更についてのご説明を申しあげます。 このたび、財田川防災組合が、平成 21 年 3 月 31 日をもって、香川縣市町総合事務組合から脱退することについて、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、一部事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び一部事務組合の規約の変更に係る関係地方公共団体の協議が必要となりました。ついては、これらの協議について、同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。 議案第 20 号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分についてのご説明を申し上げます。 財田川防災組合が平成 21 年 3 月 31 日をもって香川縣市町総合事務組合から脱退することに伴い、地方自治法第 289 条の規定により、香川縣市町総合事務組合財産の処分に係る関係地方公共団体の協議が必要となりました。 つきましては、この協議について、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。ご審議いただき、よろしくご議決賜りますようお願いいたします。
	末武議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、議案第 19 号、議案第 20 号の 2 議案に対しての質疑にはいります。 質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 お諮りします。 ただ今議題になっております議案第 19 号、議案第 20 号は会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

	末武議長 (なし) 異議なしと認めます。 よって、議案第１９号、議案第２０号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。 これより、議案第１９号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更についての討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第１９号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更についての件を採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決されました。 これより、議案第２０号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分についての討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第２０号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分についての件を採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし)
--	--

日程第 32	末武議長 栗田町長	異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決されました。 日程第 3 2 議案第 2 1 号 三豊市のコミュニティバスの 町内通過に関する協議についてを議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 ただ今上程されました、議案第 2 1 号 三豊市のコミュニティバスの町内通過に関する協議について、提案理由を申し上げます。 三豊市のコミュニティバス山本線は現在三豊市とまんのう町の市町境である原下停留所まで運行していますが、平成 2 1 年 4 月 1 日付けで、JR 琴平駅まで路線の延長を計画しています。そのため、佐文及び買田地区を通過するので、地方自治法第 2 4 4 条の第 3 項の 3 の規定により、本町の議会の議決が必要になります。よろしく、ご審議ご議決賜りますようお願いいたします。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 2 1 号は総務常任委員会に付託いたします。
日程第 33	末武議長 栗田町長	日程第 3 3 議案第 2 2 号 平成 2 0 年度 まんのう町一般会計補正予算 案 第 3 号を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 ただ今上程されました、議案第 2 2 号 平成 2 0 年度まんのう町一般会計補正予算 第 3 号のご説明を申し上げます。 1 ページをお開き下さい。第 1 条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 6, 9 8 0 万 8 千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 9 3 億 5, 0 5 2 万 5 千円とするものであります。第 2 条では、地方債の補正を行っています。 3 ページをお開き下さい。歳入につきましては、主なものといたしまして、 第 9 款地方特別交付金では、道路特定財源暫定税率失効期間中の減収補てんのため地方税等減収補てん臨時交付金が 2 4 6 万 7 千円の追加、それに伴い 第 1 0 款地方交付税は再算定により 4 4 3 万 9 千円の増額となりました。 第 1 4 款国庫支出金では、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の 1, 5 5 7 万 2 千円を計上致しております。

	栗田町長	第16款財産収入は、商品券販売収入の5, 500万円の増がおもなものでございます。 第17款寄付金は、ふるさと応援寄付金12万円でございます。 第18款繰入金は、仲南地区特定施設に関する基金からでございます。 第19款繰越金は、歳出に伴う歳入不足分について、繰越金を計上いたしております。 第20款諸収入は、光ケーブル電柱移転補償費等でございます。 4ページをお開き下さい。歳出につきましては、まず全体的なものとして人件費関係の精査による補正を行っております。 次に主なものといたしまして 第2款総務費では第1項総務管理費の第1目一般管理費で、職員健康診断委託料200万円を計上いたしました。第6目企画管理費で、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金事業により指定避難所の旧琴南東小学校校舎・体育館の耐震診断委託料として530万円を計上、第12目情報通信費では、光ケーブルの移転、事故等の修繕備品で700万円、共聴組合施設撤去費補助金132万2千円を計上いたしました。 第3款民生費では第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費で国民健康保険特別会計繰出金として、3,268万4千円の補正をいたしております。第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費で、出産祝い金80万円、第2目保育所費で園児数の増により、いろは保育園委託料905万円の補正をいたしております。 第6款農林水産業費では、第1項農業費、第3目農業振興費で原油高騰緊急対策として省エネ園芸かがわ産地構造改革総合対策事業費補助金として298万円を計上しております。 第7款商工費では、第1項商工費、第1目商工総務費で地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金事業による商品券換金代5,500万円、商品券購入助成金500万円を。 第8款土木費、第4項都市計画費、第1目都市計画総務費で、満濃町総合公園整備事業の工事請負費で2,000万円補正をいたしております。 第9款消防費では第1項消防費、第2目非常備消防費で住宅用火災報知機設置の義務化に伴う補助金として600万円、第3目防災対策費で地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金事業により毛布、ヘルメット、避難所用テントなどの購入で1,000万円の補正をいたしております。 第10款教育費では、第1項教育総務費、第2目事務局費で対象者の減少により、奨学金の210万円の減額補正をいたしております。第5項社会教育費、第1目社会教育総務費で中寺廃寺跡発掘調査事業で、用地単価減額により237万1千円の減額一方、
--	------	---

栗田町長	立木補償費として164万6千円の増額を行っております。
	37ページ以降は、給与明細書等を記載いたしております。以上、概要説明とさせていただきます。
末武議長	ご審議下さいますようお願い申し上げます。
	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。
	これより、質疑にはいります。
	本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。
	質疑はありませんか。
3番 本屋敷崇君	
本屋敷議員	1つちょっとお聞きしたいんですけども、町債の方で補正額が1千万ほど出ておりますけれども、多分繰越金の方がまだ、基金に積み立ててない繰越金の方が1千万ぐらいいはあるんだと思っておるんですけど、計算しません、してないんで。普通に考えましても12月議会で4月から始めまして、この12月議会までに8ヶ月予算を算定するとしても10月末までとしましても6ヶ月、7ヶ月の予算執行したうえでですね、結局9月の決算の時期にはですね、去年もおとどしも6億から8億という繰越金を出してきとる中でですね、今までに精査しておけば町債の1千万ぐらいいはですね、何とかあるんじゃないんかと思うんですけども。町債ということは一応借金ですから、それに利子がつくわけですけども。そういう利子を繰越金を流用するなり、若しくは精査して1千万を運用するなりするよりも、ここで町債を借りた方が得であるというのかどうか。まあそこをちょっと1点聞かしていただきたたいなと思います。
末武議長	総務課長 栗田昭彦君
栗田総務課長	本屋敷議員さんのご質問にお答えします。本年の今回の補正予算につきましては、繰越金を充当するようにいたしております。
	充当したあとにおきましても繰越金が約1億以上まだ残額として残っております。まず、これについての考え方でございますが、あと20年度につきましては約3ヵ月半の期間が残っております。予算につきましてもかなりの部分におきましても金額が確定する分がございますので、その時点におきまして繰越金を財政調整基金に積み立てるか、その辺の処分について早急に判断すべきものだというふうに考えております。次に起債のご質問でございますが、その繰越金をですね、それにあてるかどうかというご質問でございますが、1千万の起債につきまして地方交付税等ですね、充当されてあとで返ってくる部分もございますので一概にはそれが不利だということはございません。ただですね、今の時点ですね、金利もかなり下がっておりますので貯金するだけですね、果たしてそれが有効な手段かというのはまた検討する必要があると思います。今現在ではですね、今回については1千万と

栗田課長	いう起債を借り入れる予定ではございますが、繰越金の利用につきましては本屋敷議員さんご指摘のあったようにですね、出来るだけ早く処理をしてですね、有効な処理をして処分を決めさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。
末武議長	3 番 本屋敷崇君
本屋敷議員	今の質問ですけども、今回防災対策事業、防火水槽の方で1千万の増額と、起債か、起債という形になっておるんですけども繰越金ですね、20年度分、19年度分の繰越金の1千万を充当するよりもですね、また、4月から予算執行してきた中のうで精査しながら1千万を捻出するよりも起債をする方が得だというのは、先ほどおっしゃったようにこの防火水槽が交付金算定の割合が高いからというように判断したらええということでしょうか。
末武議長	総務課長 栗田昭彦君
栗田総務課長	まずですね、1千万の起債の内訳でございますが、総合公園整備事業で900万、防災対策の方で100万の起債を発行いたしております。詳しい数字の計算はいたしておりませんが、起債の金利、これはかなり低額になっております。それに対しまして、また加えまして50%の地方債の充当がございます。そうなりますと果たしてですね、その充当額とですね、その金利、起債に対する金利、それとですね、繰越金をその1千万にあてるかという部分につきましては非常に微妙な数字の問題になってきております。それは当然精査する必要があると思いますけれども、おそらくですね、同等程度でないかというふうに思っております。ですから今回につきましては1千万の借入を実施したいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。
末武議長	他に質疑ありませんか。
谷森議員	19 番 谷森哲雄君 町長の補正の提案理由の中で説明があったかもしれませんが、私が聞き漏らしたかと思しますのでお尋ねいたします。11ページであります、国庫補助金で節の部分の総務費補助金で地域活性化緊急安心実現総合対策交付金と、これで1,557万2千円ですが、この分に対する支出としての事業ということについてお答えいただけたらと思います。
末武議長	総務課長 栗田昭彦君
栗田総務課長	谷森議員さんのご質問にお答えします。先ほど町長が申し上げました提案理由の中にですね、2つ説明をさせていただいていると思います。まず、1つ目が町の避難指定場所になっております旧琴南東小学校の校舎及び体育館の耐震診断これが530万円でございます。それから2点目といたしまして商工観光課の方でやっております商品券発行プレミアム付の発行券、これにつきましてはですね、支出額は5,500万となっておりますが交付金対象の事業といたしましては700万の交付金を計上いたしております。500万の助成金とあと200万は必要な事務費についての計上でございます。それからもう1つは防災備蓄資材の購入とい

日程第 34	栗田総務課長	うことで毛布、ヘルメット、テント等の購入が 7 7 0 万、以上計 2, 0 0 0 万の計上をいたしておりますが、一応国の方で認めていただく予定の金額が 1, 5 5 7 万 2 千円ということでございます。いずれもといたしますか、商品券購入助成事業につきましては相手があることでございますので非常に予想がつかない部分がございます、2, 0 0 0 万という額を計上いたしまして最終的にはですね、1, 5 5 7 万 2 千円程度ですね、事業でやって行きたいというふうに考えております。
	末武議長	他にありませんか。 これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 2 2 号は総務常任委員会に付託いたします。 ここで、3 時 2 5 分まで休憩いたします。
		休憩 1 5 時 1 0 分
	栗田町長	それでは、休憩を戻して会議を再開いたします。 日程第 3 4 議案第 2 3 号 平成 2 0 年度 まんのう町国民健康保険特別会計補正予算 案 第 2 号を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 ただ今上程いたしました、議案第 2 3 号 平成 2 0 年度 まんのう町国民健康保険特別会計補正予算のご説明を申し上げます。 4 5 ページをお開き下さい。 まず、歳出補正についてであります、今回の補正の主な内訳といたしまして第 2 款保険給付費 2 億 7, 5 0 4 万 9 千円の増、第 3 款後期高齢者支援金等で 1, 1 9 7 万 5 千円の増、第 6 款介護納付金で 9 8 1 万 5 千円の減、保健事業費で 4 3 8 万円の減、第 1 1 款諸支出金で 4 6 1 万 6 千円の増額補正を行いまして、補正総額 2 億 7, 8 0 4 万 9 千円の増額補正をお願いするものであります。これに伴う歳入の補正につきましては、第 3 款国庫支出金で 1 億 3, 3 4 7 万 3 千円の減、第 4 款療養給付費交付金 6 千 1 5 万 8 千円の減、第 5 款前期高齢者交付金の 2 億 7, 1 6 2 万 2 千円の増、第 1 0 款繰入金の 6, 2 6 8 万 4 千円の増、第 1 1 款繰越金で 1 億 3, 7 2 7 万 3 千円の増額補正をいたして、補正後の総額 2 4 億 1 1 万 4 千円とするものでございます。ご審議のうえご議決賜りますようお願い申し上げます。
	末武議長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありますか。

日程第 35	末武議長 栗田町長	(なし) これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 2 3 号は教育民生常任委員会に付託いたします。 日程第 3 5 議案第 2 4 号 平成 2 0 年度 まんのう町介護保険 特別会計補正予算 案 第 1 号を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 ただ今上程いたしました、議案第 2 4 号 平成 2 0 年度 まんのう町介護保険特別会計補正予算について提案理由を申し上げます。歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ 1 億 1, 5 5 3 万 2 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 1 9 億 8, 1 6 3 万 2 千円とするものであります。歳出につきまして総務費負担金で 1 1 5 万 1 千円の増額、これは第 4 期介護保険事業計画が平成 2 1 年 4 月からスタートするわけですが、従来より中讃広域で行っております介護認定一時判定にかかる介護認定支援システム制度を改正する必要が生じてまいりました。本年国の補助事業により実施しようとするものです。従来は中讃広域で一括して補助事業申請等を行っていましたが、本事業においては構成市町がそれぞれ補助事業申請等を実施し、負担金として中讃広域に負担するものでございます。従いまして事業整備に関しましては中讃広域で実施をいたします。保険給付費の居宅サービス給付費負担金として 2 千万円、施設介護サービス給付金として 3, 6 3 2 万円、これはいずれも給付見込みによる増額でございます。地域支援事業費委託料では、特定高齢者把握事業として検診時に生活機能評価を行っていますが、当初予算時点においては制度改正に伴う単価、対象者の把握が十分でなく今回 3 4 0 万円の増額をお願いするものでございます。諸支出金の償還金利子及び割引料では平成 1 9 年度給付費の精算に伴い過剰給付費の償還でございます。国庫給付費で 1, 4 2 6 万 2 7 円、県給付費で 2 1 0 万 8, 2 3 5 円、支払基金へ 3 2 9 万 2, 9 2 6 円を返還するもので合わせて 1, 9 6 6 万 1 千円の増額補正をお願いいたします。基金積立金で 3 千 5 百万円を予定しております。昨年の繰越分、本年の余剰分を見越し、財政調整基金に積み立てるものでございます。 歳入につきましては、国庫支出金として国庫補助金 1 4 2 万 5 千円は介護認定支援システム制度改正に伴う補助金として 5 7 万 5 千円、介護予防特定高齢者施設事業の増額に係るルール分として 8 5 万円の増額となっております。県支出金として県負担金では過年度分介護給付費負担金 2, 4 6 0 万 1 千円、県補助金では地域支援交付事業金現年度分 4 2 万 5 千円の増額でございます。支払基金交付金として介護予防特定高齢者施設事業の増額に係るルール分として 1 0 5 万 4 千円の増額、繰越金といたしまして 9, 3 4 8 万 5 千円の増額、繰入金として介護予防特定高齢者施策事業の増額に係るルール分として 4 2 万 5 千円の増額、介護認定認定支援システム制度改正に伴う町負担分として 5 7 万 6 千円の増額、当初財政調整基金より繰入予定額の 6 4 5 万 9 千円を減額し、トータル 5 4 5 万 8 千円の減額補正をお願いいたすところでございます。以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。
---------------	-------------------------	--

日程第 37	栗田町長 末武議長 栗田町長	す。よろしくご審議ご議決賜りますようお願い申し上げます。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 2 5 号は建設経済常任委員会に付託いたします。 日程第 3 7 議案第 2 6 号 平成 2 0 年度 まんのう町水道事業会計補正予算 案 第 1 号 を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 それではただ今、上程されました、議案第 2 6 号 平成 2 0 年度まんのう町水道事業会計補正予算 第 1 号 について、ご説明申し上げます。別冊で添付しています A 4 版をご欄下さい。1 ページをお開きください。 第 1 条 平成 2 0 年度まんのう町水道事業会計補正予算 第 1 号 は次に定めるところでございます。 第 2 条 収益的収入及び支出の額を次のとおり補正するものでございます。 収入科目の第 1 款、水道事業収益収入といたしまして、第 1 項営業収益で 2 0 万 5 千円、また第 2 項営業外収益として 2 0 5 万円を補正しようとするものでございます。 また、支出科目第 1 款 水道事業費用、第 1 項営業費用として 1, 4 2 0 万円を補正しようとするものです。 また第 3 条においては、資本的支出の額を補正しようとするものであります。第 1 款 資本的支出、第 1 項建設改良費で 9 2 9 万 9 千円を補正しようとするものであります。 資本的支出額に対して不足いたします額につきましては、今回不足分 9 2 9 万 9 千円を含みまして、1 億 2 4 1 万 6 千円を消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金、過年度損益勘定留保資金にて補填するものとしてございます。 6 ページをお開きください。 補正予算の事業内容といたしましては、収益的支出で 1, 4 2 0 万円を追加補正しようとするものであり、人件費関係で 1 名減のため 3 8 0 万円の減、また、臭気対策費用等として、委託料、修繕費、動力費、薬剤費で、1, 8 0 0 万円の増額であります。なお、委託料につきましては、来年度の臭気対策に伴う施設整備を検討する中で必要とします、水道事業変更認可業務関係で 3 0 0 万円
---------------	----------------------------------	---

栗田町長	を補正しています。
	次に、資本的支出であります。が、渇水対策事業として、浄水設備改良費の委託料で200万円、また、固定資産購入費、土地購入費で149万9千円、また、石綿管更新事業の補助金申請、実績報告、変更等の業務に伴う費用として、配水給水設備工事費、委託料で380万円、また、満期による水道メータ器の交換に伴う費用として、固定資産購入費の量水器購入費で200万円を補正しています。よろしく、ご審議ご議決賜りますようお願い申し上げます。
末武議長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。
	これより、質疑にはいります。
	本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。
	質疑はありませんか。
本屋敷議員	3番 本屋敷崇君
	10ページの資本的支出の額をこのとおり補正するという場所ですが、そこで資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額をですね、消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金、過年度損益勘定留保資金で補填するとあるんですけども、申し訳ないんですが、これの説明をしていただけませんでしょうか。
末武議長	水道課長 宮地隆君
宮地水道課長	本屋敷議員さんのご質問にお答え申し上げます。資本的支出で929万9千円を留保資金から補填するということでございますが、19年度決算でありますように4億円ぐらいですかね、留保資金を持っております。その中から補填するということでご理解いただきたいと思いますように思います。よろしく申し上げます。
末武議長	他に質疑ありませんか。
谷森議員	19番 谷森哲雄君
	この予算の数字とはちょっと別の問題ですが、いわゆる午前の質疑の中で満濃池の水道水の臭気については土器川の水が常時入っていったのが対流して、満濃池の水の溶存酸素不足というようなご質疑があったわけですが、この点について課長の見解はいかがですか。お尋ねいたします。
末武議長	水道課長 宮地隆君
宮地水道課長	谷森議員さんのご質問でございますが、土器川からの取水につきましては午前中にも出よりましたけども毎秒2.5トン以上の水が以上出なければならないということになっておるようでございます。それで、それについても河川法による54条何項か忘れ

日程第 38	宮地水道 課長 末武議長 谷森議員	ましたが、よってその下流部との協議の中では取れるということになってございますけれども、その協議が現在まだ十分に進行してない状況でございます。その問題につきましては県の土地改良、中讃土地改良事務所の方でいろいろなことで検討しておられるようでございます。おってまた、今月中にはそういった会もあろうかなと思っとなんですが、前段での今回は会議であろうと思っております。協議会が1回、今年1回開かれたただけであと開けてございせんが、土器川からの水につきましてはなかなかそういった諸々のものをクリアしなければ常時入ることは難しいかなあということを考えてございます。よろしく願いいたします。 他に質疑ありませんか。 これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第26号は建設経済常任委員会に付託いたします。 日程第38 発議第1号 まんのう町 木造住宅建築奨励条例の制定についてを議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。まんのう町議会議員 谷森哲雄君 それでは、発議第1号 まんのう町 木造住宅建築奨励条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法112条及びまんのう町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。平成20年12月11日 まんのう町議会議長 末武弘道殿 提出者 まんのう町議会議員 谷森哲雄、賛成者 まんのう町議会議員 川原茂行、同じくまんのう町議会議員 白川皆男、同じくまんのう町議会議員 白川美智子、同じくまんのう町議会議員 白川年男、同じくまんのう町議会議員 小亀重喜、それで大変申し訳ないんですが、条例の提案ということでございますので、少しお時間をいただきまして条例を朗読させていただいたらと思います。 まんのう町木造住宅建築奨励条例 目的 第1条 この条例は木造住宅建築奨励により、山林育成、林業の活性化をもって国土保全、水源涵養、環境保全に寄与すると共に、木造住宅を建築する建築主に対し助成し、本町の定住促進、及び本町産業の振興を図ることを目的とする。 定義 第2条 この条例において「木造住宅」とは、在来木造軸組み工法（主要構造部を木造とするものであり、以下「木造住宅」という。）をいう。 助成措置
---------------	--	---

	谷森議員	第3条 町長はまんのう町内に木造住宅を建築する、建築主に対し本条例、施行規則に基づき補助金を交付する。 補助金の額 第4条 補助金の額は、交付の対象となる建築物1棟につき、規則で定めるものとする。 申込期間 第5条 申込みは、年度ごとの4月1日以降とし、受付戸数は予算の範囲内とする。 補助金の交付申請 第6条 補助金の交付の申請をしようとする建築主（以下「申請者」という。）は、この条例及び規則の定めるところにより町長に申請しなければならない。 補助金の交付の決定及び通知 第7条 町長は前条に定める申請に基づき、その内容の審査等により補助金の交付の適否を決定し、申請者に速やかに通知するものとする。 補助金の交付の条件 第8条 前条の場合において、次に掲げる事項は補助金の交付に付する条件となるものとする。 (1) 補助申請後、建築の中止または廃止及び変更をする場合は規則で定めるところにより、事業の変更を町長に申請し、その指示を受けなければならない。 (2) 町長は前号に規定するもののほか、必要と認めるときは補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付するものとする。 事業変更による決定の取消 第9条 町長は補助金の交付を決定した場合において、その後の事業の変更により、特別の必要が生じた時は補助金の交付の決定の全部若しくは一部の取消し、またはその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。 設計及び施工推奨基準 第10条 建築物の設計及び施工推奨基準については、規則で定めるものとする。 工事着工届 第11条 申請者は、第7条に定める補助金の交付決定の通知を受領し、工事着工後においては規則の定めるところにより工事着工届け出を町長に申請しなければならない。
--	------	--

	谷森議員	中間検査 第 12 条 申請者は、工事着工後においては、規則で定めるところにより、中間検査を町長に申請しなければならない。 工事完了確認届け出 第 13 条 申請者は、工事完了後規則で定めるところにより、工事完了確認の届け出を町長に申請しなければならない。 実績報告 第 14 条 申請者は事業が完了したときは規則の定めるところにより実績報告を町長に申請しなければならない。 補助金の額の確定 第 15 条 町長は前条の実績報告により、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し申請者に通知するものとする。 補助金の請求 第 16 条 前条に定める通知を受けた申請者は、遅滞なく補助金交付請求を規則に定めるところにより、当該通知書の写しを添えて町長に請求しなければならない。 補助金の支払い 第 17 条 町長は前条で定める補助金交付請求受付後、速やかに補助金を交付するものとする。 補助金の交付決定の取り消し 第 18 条 町長は申請者が補助金を他の用途に使用した場合、又は提出書類に事実と異なる内容を記載或いは、補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき、その他法令、この条例もしくはこの施行規則に基づく町長の処分に違反したときは補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。 補助金の返還 第 19 条 町長は、補助金の決定を取り消した場合、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて申請者に、その返還を命ずるものとする。 委任 第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 施行期日
--	------	--

	谷森議員 末武議長 本屋敷議員 末武議長	この条例は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。 それでは提案理由を朗読させていただきます。 現今の経済情勢を見た場合、地方はめっきり冷え込んでいます。日本の政治情勢特に国策が変わらなければ地方経済、地方は元気が出ないのではないのでしょうか。そこで私たちの力、地域の力で出来ることから始めなければならないのではと思う次第です。少子高齢化が進む中で地域発展を考える。地域の発展、農林業の振興、若者の定住促進から住民自治、個性ある内発的発展が考えられます。農林業の振興、この根幹となる日本の国土、日本の国土の 7 割を占める森林、この森林保全が大事と考えます。森林の公益性、第 1 議として、1 つ 水源涵養、2 つ 自然を守り自然災害の防止、3 つ 地球温暖化の防止、4 つ 生活環境を守る、5 つ 木材供給、以上、おおまかにいって 5 つの多様な公益機能があるわけですが、5 番目の木材の供給、自給率は 1955 年には 90% 超えていたのが今や 20% と言われています。森林は国民の共有する財産です。林業振興を図ることが肝要です。次に第 2 議といたしまして本条例に謳っております木造住宅建築奨励による定住促進及び本町の産業の振興があるわけです。日本の伝統ある木造建築文化を継承発展させなければならないのです。このまま手をこまねくと手作りの家、匠の技は消えるのではないのでしょうか。今、大切なことは私たちに出来ることから始める。このことが大切であると考えます。以上の趣旨から木造住宅建築奨励条例の制定を提案いたします。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 3 番 本屋敷崇君 提案者の方にお尋ねいたしますが、今、現在わがまんのう町において年間の新戸数がだいたい 100 件ということですが、この条例が出来ることによって年間どれくらいの予算が出るものかということ算出されておるのか、またその財源ということに対してはどのようなことを予定されておるのかですね、私としましては、また、その後の町の税収面を考えればこの法令に年齢制限を組み込んでですね、第 4 条、第 5 条にある規則で定めるものとするのではなく、補助金は確定し、年間どれくらいの戸数であるならば若者の建設に対して予算を組めますよというのを明確にする必要があると思うのですが、いかがお考えでしょうか。 19 番 谷森哲雄君
--	--	--

	谷森議員	新築の木造住宅でございますが、私も事前に町の執行部の方をお尋ねいたしましたところ100戸と、100というのはいわゆる納屋とか、納屋を併設した併用住宅いうんですか、そういうなのも含めて100戸ということでありまして、現実には純粋の住宅というのは非常に少ないのではないかと、こういうふうに想定するわけです。まあ概ね20戸か30戸その中でほとんどがいわゆる8割、9割以上は、9割以上言うたらおかしんですが、9割前後はまず大手のハウスメーカーあるいは宣伝がきいております有名な工務店とかそういうところが建設しておるのが実体かと思います。現実には徳島の三好市でも純粋の木造住宅が建っているのは2戸か3戸と、まあこういうことでほとんどがハウスメーカーであるということで提案者としたしましては町内の業者がまんのう町産材あるいは地域材とか四国産材を使った純粋の木造住宅にのみ補助金を出しますと、まあこういうことを考えております。そしてまた、そういうことを是非規則の中で定めていただいてハウスメーカーとか、そういうところで建築する住宅については補助金を出しませんよと、こういうような規制いうんですか、それをはめるということではいわゆる森林保護、まんのう町産材そしてまた地域産業の振興ということを考えれば当然地元の業者あるいは地元の木材で建てた純粋の住宅にのみ補助金を出すとそういうことでございまして、それで私が試算いたしますと年間地元の大工さんにたのんで家を建てるというのは2軒か3軒ぐらいかなと、現実にはまんのう町で見た場合ほとんどが大手のハウスメーカーあるいは中堅以上の住宅会社が建築しとるのが実態でありまして、そしてまた増改築については近所の大工、地元の大工に話しがあるけど新築になればまず来ないと。これが実態でございますので補助金の額については、補助金の総額については町の財政が影響をおよぼすというような想定はいたしておりません。だいたい年に2軒か3軒、多くても5軒にしてそれを70万あるいは80万を助成してでも300万か400万あれば十分可能であるというふうに考えております。それからですね、年齢条件ねがわくば20代から40歳代の住宅建築者に助成すべきかと思いますが、中には定年退職後、みどり豊かなこのまんのう町で是非過ごしたいという方もあろうかと思いますが、そういう方にも是非住んでいただいて少しでもまんのう町が元気が出るいうんですか、人口が増えると。それから補助金の額は条例で謳った場合に、もし、まんのう町の財政事情あるいは外的な経済情勢よりまして補助金の額というのは当然変動するのが常識かと思います。そしてそういうことを考慮いたしますと規則で定めることによって、柔軟かつ迅速に対応出来るのではないかなというように提案する側としたしましては規則で定めるとこういうような考えをもっております。そしてまた付け加えさせていただきますと先進の町ではかなりな町が補助金を出しておりますし、特に顕著なのは福島県のオニシ町いうところはそこの木材を使って家を建てるのであれば木材を全て供給しますとこういうような町もありまして、いわゆる若者の定住促進そしてまた森林保護、環境保全に寄与しておるとそういうことがありますので、またあとその他については委員会に付託されました中でいろいろとご議論していただきまして、できうればこの条例が皆さんのサインをいただいて可決することを願っております。以上です。
--	------	---

	末武議長 藤田議員	藤田昌大君 大変すばらしい議員提案でないかと思いますけれどもいろいろ疑問が残ります。例えばまんのう町木材住宅建築奨励条例で、木造住宅とはなんぞやということにはいりましてですね、木造の定義がものすごくややこしくなれへんかと思うんです。例えば具体的にいうと床材とかですね、壁が石膏ボードという問題になっていますし、そういった部分でどこまでの部分が多分主要建築物だろうと思うんですけれども、どこまでが木造住宅として認可されるんかという部分とですね、主要木材として提案者の方が四国の木材と言っていましたけれども、四国と限られて多分難しいんでないのかなと思いますし、まんのう町だったらいふことないんですけどとても無理でしょう。そういった部分でですね、木造住宅の定義がどこまでが木造住宅で、例えば床材とか壁材とか天井材とかですね、いろいろあると思うんですね。しようとするれば可能だと思うんです。ただその場合に施主とですね、建築業者の部分絡みの中でですね、どういった絡みになるか。例えば僕らが、今、発想しますとですね、壁にコマイをかい壁打つんかいと、その中でですね、どう対応するんか、いろんな問題がおきてくると思うんです。そして木材業者の絡みだとか、大工さん、建築業者の絡み、施主とのですね、いろんな問題がおきてこれ非常にですね、細かい分をつめなんだら非常にややこしい部分だと。大変いい提案ですのであんまり早くですね、やるいうんでなしにやっぱり時間をかけてじっくりしたら素晴らしい条例が出来るんでないんかと思えますんで、それぞれのですね、条件を住宅全部、町長専門家やからわかると思うんですが、住宅全部のですね、屋根から土木工事から全部を含めてですね、どんな工法でどんな家を建てて、どんな材料を使ってどんなことをするんやと、そこまで全部つめていかないかんと思いますし、それをせんのやったら基準を明らかにしていって細かい基準が条例と規則として施行されますから、当然そういった部分があるだろうと思います。まあそういった部分もきちっとしていかと、今、いろんな問題がおきていますので補助金を出した住宅がそななんでいかんやないかとなったら大変な問題になりますので、きちっと我々が提案する条例でありますから、きちっと提案していきながら後悔のないようにして行きたいと思えますし、やっぱり全体の金額の何割の何%と思うんですね、補助金出すにしても。まあそういった部分もですね、中には議論せないかんし、今、いよつた本屋敷君の議論もありますし、退職者の団塊の世代をどうするかいう方法もいろいろあると思うんです。まあそういった部分ではもうちょっと十分議論をした方がええんでないんかと思えますので提案者はどう考えとるかちょっと答えを願います。
	末武議長 谷森議員	谷森哲雄君 ただ今のご質問でございますが、木造住宅の定義といいますのはこの第2条で謳っております在来木造軸組み工法、主要構造部を木造とするものであると。まあこういうことで謳っておりますので例えば梁とか桁とか、そういうなのは鉄骨で使った場合には木造住宅ではありませんよと、それからまた一般的にハウスメーカーはまず、こういうような木造住宅は建築されてないと。私は

	谷森議員	こういうふうに理解、認識しております。大体が集成材あるいはコンパネとかそういうんで組み立て式でございますので、これは在来の木造住宅とは言いがたいのでないかと。それから細かい部分ですが一応私も提案する側といたしまして、細部の規則的なものは用意しております。そして例えば、今、先ほどお尋ねのありましたようにまんのう町産材とか、そんで家が建つということはありません。そういうことについてはまんのう町産材あるいは地域材と、それとこれは私が定義しておるんですが岡山県もこういう定義の仕方かと思うんですけど、いわゆる地域材とはこの条例の提案する中で規則部分にはいるわけでございますが、地域材とか四国産材を使って下さいよと。それで地域材というのはまんのうの地域の中で営業しておる木材業者とか、そういう方から購入したのを地域材という。こういうふうに私は定義づけたいなと。それから当然まんのう町の材木屋さんあるいは木材業者から購入する場合には、当然、徳島とか高知とかこういうものも含まれておりますし、また中には安いところで買いたいという方もおりますので四国産材とかいう言葉も使っております。そして木材のただなんぼでも家建てたら補助金を出しますいうんでなくして、いわゆる総工費が2千万やったら2千万のうち木材が例えば4百万占めたと、その内の150万はまんのう町産材あるいは地域材で確保してくださいと。まあこういうふうな細かい規則を作って運用していただければと。それで規則の分については我々の権限外でありまして執行部の運用の範疇にはいるわけですが、やはり、私たちといたしましては条例のみ提案してあとは執行部お任せというのではなくして、やはり、出来るならば一緒に規則等も考えていわゆる本当に地域が発展出来るような条例にしていきたいなということで、くどげに申し上げますが木材を150万その内まんのう町産材、地域材は70万以上とか、こういうような文言を考えておるわけでございますが、これとてまた経済情勢、木材価格によって変動いたしますのでそのことについては4月1日現在の町内の平均木材価格にするとか、こういうようなことを考えておるしだいでございます。まあそういうようなことで、本席では私提案する側として考えておりました規則の分については提示しておりませんが、また執行部所管の課との中でいろいろできうれば協議をさせていただいてよりよい木材住宅奨励というようなことで、農林業の振興と若者の定住促進それから地域産業の発展というようなことを考えておる次第でございます。そして先ほど申し上げましたように全国的に木造住宅奨励をしておる自治体いうんですか、そういうなんも下調べもしておりますし、それからこういう場合には補助金を出しません。それからもう1つ気になるのがよく議論させていただいた前段において、例えばうちには丸亀に親戚の大工がおるがと、丸亀の親戚の大工が建てたらいかんのかとこういうようなご意見も当然出てきますので、そういった場合にはその事情について町長にそれを申請して町長が社会的、一般的に規範に基づいて判断してと、それからまたそういう場合において、いわゆるそれやったら町外かまんのうのかというようになりますので、そういった場合には例えば建築工事には基礎から木材から屋根工事それから電気、給排水、内装とか設備とか畳とか建具とかあらゆる建築工種部門があるわけでございます。その中で最低限5つやったら5つは町内の業者を利
--	------	--

末武議長	提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 黒木議員さん退席 16時17分
栗田町長	ただ今上程されました、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてをご説明申し上げます。 琴南地区の林太朗氏の平成21年3月31日任期満了に伴い、後任者として人権擁護委員法第6条に基づき推薦するものでございます。琴南地区の森本直樹氏は地域において積極的に様々な活動に参加し、地域社会で信頼されております。人権に対する理解に加え誰からも慕われる人格や見識及び中立公正さを兼ね備えていることから適任であると考えております。 本町の人権擁護委員定数につきましては、平成18年3月20日をもって合併したことに伴い高松法務局より通知があり人権擁護委員定数規定第2条及び第3条第1項により11名から7名となりました。しかし、委員定数が減少することは地域住民に対する人権救済活動、人権相談活動のほか組織体活動に支障が生じる恐れがあることから、同規定第5条に基づき期間の定めのある特別の定数として平成19年10月1日から平成22年9月30日までの3年間に限り8名配置することになっております。従って現在は琴南地区2名、仲南地区2名、満濃地区4名の8名となっております。よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。
末武議長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 お諮りします。 諮問第1号は会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、諮問第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。 本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して採決いたしたいと思ひます。 お諮りします。 ただ今、議題になっております、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、これを同意することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することに決しました。

日程第 40	末武議長 白川美智子 議員	黒木議員さん着席 16時22分 日程第 40 意見書第 1 号 家族従業者の人権保障のため所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書 案を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。まんのう町議会議員 白川美智子君 意見書第 1 号 家族従業者の人権保障のため所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書案 上記の議案を別紙のとおり、まんのう町議会会議規則第 1 4 条の規定により提出します。平成 2 0 年 1 2 月 1 1 日 まんのう町議会議長 末武弘道殿、提出者 まんのう町議会議員 白川美智子、賛成者 まんのう町議会議員 谷森哲雄 家族従業者の人権保障のため所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書 案 中小業者は、地域経済の担い手として、日本の経済の発展に貢献してきました。しかし、不況が深刻化する中、中小業者は倒産・廃業などかつてない危機に直面しています。そんな中で業者婦人は自営中小業者の家族従業者として、女性事業主として営業に携わりながら、家事、育児、介護と休む間もなく働いています。 しかし、どんなに働いても、家族従業者の働き分、自家労賃は税法上所得税法第 5 6 条の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払は必要経費に算入しない。条文要旨により、必要経費として認められません。事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は 8 6 万円、家族の場合は 5 0 万円です。配偶者もさることながら、息子や娘たち家族従業者は、僅か 5 0 万円の控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できません。家業を手伝いたくても手伝えないことが、後継者不足に拍車をかけています。 所得税法 5 6 条は、日本国憲法の法の下での平等、憲法第 1 4 条、両性の平等、同 2 4 条、財産権、同 2 9 条などを侵しています。税法上では、青色申告にすれば給料を経費にすることができますが、同じ労働に対し青色と白色で差をつける制度自体が矛盾をしており、基本的人権を侵害しています。 明治時代の家父長制度そのままに、人格や労働を認めない人権侵害の法律が現在も業者婦人や家族従業者を苦しめており、ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では自家労働を必要経費としている中で、日本だけが世界の進歩から取り残されています。農業や商工業など、自営業の多い当地では特に、家族従業者は事業の主要な担い手です。また、今後の地域経済をささえる柱です。 税法上も、民法、労働法や社会保障上でも、一人ひとりが人間として尊重される憲法に保障された権利を求めるためにも、所得税法 5 6 条を廃止することを求めます。
---------------	-----------------------------------	---

日程第 41	白川美智子 議員 末武議長 大西豊議員 末武議長	以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。平成 20 年 12 月 11 日 香川県まんのう町議会 提出先 内閣総理大臣殿、法務大臣殿、財務大臣殿でございます。以上でございます。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、意見書第 1 号は総務常任委員会に付託いたします。 日程第 41 意見書第 2 号 地方の道路整備のための財源確保に関する意見書 案を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。まんのう町議会議員 大西豊君 意見書第 2 号について提案説明をさせていただきます。 地方の道路整備のための財源確保に関する意見書案を別紙のとおり、まんのう町議会会議規則第 14 条の規定により提出するものであります。提出者 大西豊、賛成者 高木堅、同じく黒木保 提案理由としましては、 道路は、最も重要な社会基盤整備であります。町内の道路整備は十分ではなく、早急に国道 377 号、国道 438 号の自転車歩行者道の整備及び交差点改良工事、また、県道、町道も住民が安全、安心で快適な生活ができるよう道路整備を進めなければなりません。このような中、道路特定財源等について、平成 21 年度から一般財源化することとされましたが、厳しい地方財政の状況を踏まえ、これまで道路特定財源として確保してきた財源総額の維持、充実と、地方が真に必要とされる道路整備が滞ることなく安定的に実施されるよう地方に配慮された制度等の拡充、またはそれに代わる制度等の創設、また現在整備中の国道 32 号綾南・綾歌・満濃バイパス、国道 32 号猪ノ鼻道路をはじめとする基幹道路の整備を一層促進するよう国に対し要望するものです。 なお、意見書本文の内容につきましては、お手元に配布したとおりでありますので朗読を省略させていただきますが、地方自治法第 99 条の規定により提出するものであります。どうぞよろしくお願い申し上げます。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。
---------------	---	--

日程第 42	末武議長	本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。
	19番 谷森哲雄君	
	谷森議員	国政でもいろいろ議論されておりまして、国政の中では道路財源の一般化とこういうようなことが議論されておるわけですが、そしてまた、今回も麻生総理が公共工事に使う道路を含めた公共工事に使ういうんか、そういうんで特別な措置があったかと思うわけですが、やはり一般財源化というのは国民の世論かと思うんですが、委員長この点いかがですか。提出者大西豊議員。
	15番 大西豊君	
	末武議長 大西豊議員	はい。まんのう町を取り巻く道路環境を見てみますと、国道377号線、国道438号線どれにしても、まんのう町を取り巻く重要な道路でありますので、是が非ともやはり財源を確保しなければならない点で提案するものであります。
	末武議長	他にありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、意見書第2号は建設経済常任委員会に付託いたします。 日程第42 意見書第3号 地方整備局の事務所・出張所の存続を求める意見書 案を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。まんのう町議会議員 大西豊君 大西豊議員 意見書第3号について提案説明をさせていただきます。 地方整備局の事務所・出張所の存続を求める意見書案を別紙のとおり、まんのう町議会会議規則第14条の規定により提出するものであります。提出者 大西豊、賛成者 高木堅、同じく黒木保 提案理由としましては、 地震災害、台風・集中豪雨による風水害・土砂災害は全国各地で毎年発生しており、早急な災害の対応が急がれています。 また、公共施設の維持管理面でも、予算の確保を含め維持補修が重要になってまいります。しかし、現在政府は、財源の移譲を伴わない地方分権を推し進めています。その結果、公共事業費をはじめとする予算配分も都市部中心に変質しており、国の地方支分部局も地方移譲が可能とし、地方整備局を廃止する動きもあります。 また、国民の安心安全を守るための防災や生活関連の公共事業費も削減、人員、組織の削減により災害対応をはじめとする業務

	大西豊議員	執行体制も満足にとれない状況となっています。町内には国道、1級河川、国営公園等、国管理の施設がありますが、災害時の交通確保のための道路整備や迅速に対応できる業務の執行体制を確立しておくことが重要であります。そのため国の責任として、国民の生命と財産を守るための公共事業を推進するためには地方整備局廃止を行わず、香川河川国道事務所及び出張所、国営讃岐まんのう公園事務所を存続させ、土器川や国道の改修改築・維持管理を直轄で行うとことを国に対して要望するものです。 なお、意見書本文の内容につきましては、お手元に配布したとおりでありますので朗読を省略させていただきますが、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。どうぞよろしくお願い申し上げます。
	末武議長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。
	藤田議員	藤田昌大君 さっきの議案と関連するのかなあとと思いますけれども、何か小泉内閣がですね、行政改革、行政改革いうてですね、地方やそういった切捨てをやりますよという国政で決めたんですよ。そのことについて、今、大変調子悪いから止めてくれと。いうことでやってきょうんが政治の流れでないかなあとと思うんですが、何か官僚のですね、意見をおまえここでせいやいうことをですね、何で我々がせないかんのかなという気が本音としてはあります。だけど実際このことは当然必要だったことなんです。それを自民党小泉内閣の中でですね、やりましょうやと、それで統廃合しますよと言いながらですね、じゃ実際するとなったら止めますいうことをそれを止めてくれという意見書をですね、保守系の強いまんのう町議会でしてえんかなあと私は非常に危惧しますんで議案がですね、整合性が、言うこととですね、国政と県政、町政と繋がっているんですね、その中で官僚に踊らされたような何か意見書という気がするんですね、例えばですね、まんのう公園皆さん行ったことがありますか。まんのう公園。いろいろ要望していきますよ。一切受け付けませんよ。町の感覚ね。ほんであげくの果てにですね、僕も高屋原の方でも見るんですけども、あのドームは何ですかいったい。物凄く異様なんですよ。長炭行っきょたらね。茶工場の上にドームが建っているでしょう。あれも香川県の人、まんのうの人は特にね、あれ止めてくれやと声が非常に強いんですよ。そうしながらですね、国の予算の中でガンガンやっているんですね、そういった部分が町民や国民がどう考えているかということです。例えばその出張所や事業所がですね、やはり統廃合するんであれば県やそれも含めながらですね、話せんとそのま話し合いした中で必要で置くのと、やはり本当はいるはずなんですよ。それを止めませんかいうとるのを非常に矛盾を感じとるんですね。だからその辺の部分についてはやっぱり意見書採択にあた

日程第 43	藤田議員	っては十分注意をしていただきたいと思いますし、国道やですね、国道の整備や河川の整備やってですね、あんまり皆さん納得できる整備でないと僕は思pondです。やっぱりることが。例えば猪鼻トンネルのですね、第2猪鼻トンネル本当に必要なんですかということを知りたいんです。僕は。そういったことも踏まえてちょっと委員会の中ですね、意見書に対する議論をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。
	末武議長	答弁いりませんか。
	藤田議員	いりません。
	末武議長	これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、意見書第3号は建設経済常任委員会に付託いたします。 日程第43 意見書第4号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書 案を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。まんのう町議会議員 黒木保君
	黒木議員	意見書第4号について提案説明をさせていただきます。 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書案を別紙のとおり、まんのう町議会会議規則第14条の規定により提出するものであります。提出者 黒木保、賛成者 高木堅、同じく大西豊 提案理由としましては、 国民が豊かで健全な社会生活を営む上で、安定した就業の場と安全で健康的な職場環境が求められており、極めて重要です。 じん肺は、不治の職業病といわれ、炭鉱や金属鉱山、造船等の現場にて多発し、特にトンネル建設工事業においては、未だに社会問題になっている状況にあります。 こうした中、トンネルじん肺根絶訴訟の中で、司法判断が示され、厚生労働大臣・国土交通大臣・農林水産大臣・防衛施設庁長官とトンネルじん肺根絶訴訟原告・弁護団の間で、じん肺政策の抜本的転換を図ることを主な内容とする合意書が調印されました。その合意書に基づく、トンネルじん肺根絶のための対策の速やかに実行と被害者の早期救済を図るための、トンネルじん肺基金制度を早急に創設するなど、抜本的な対策を国に求めるものであります。 なお、意見書本文の内容につきましては、お手元に配布したとおりでありますので朗読を省略させていただきますが、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。どうぞよろしくお願いいたします。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいりません。
	末武議長	

	末武議長	本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 （なし） これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、意見書第４号は教育民生常任委員会に付託いたします。 以上で、本日の日程は全部終了しました。 なお、次回会議の再開は、１２月１２日午前９時３０分といたします。本議場にご参集下さい。 本日はこれで散会いたします。
	散 会	散 会 １６時４５分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成20年12月11日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

--	--	--